

多久市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

多久市

目 次

第1章　はじめに	1
第1節　公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
第2節　計画の位置付け	2
第3節　対象施設	3
第2章　公共施設等の現状及び将来の見通し	4
第1節　人口動向	4
第2節　財政の状況	6
1　歳入の推移	6
2　歳出の推移	7
3　投資的経費の状況	9
第3節　公共施設の状況	10
1　保有状況	10
2　区分別施設数及び延床面積	10
3　公共施設の整備状況	12
第4節　インフラ施設の状況	15
1　保有状況	15
2　道路・橋りょう	15
3　上水道施設	16
4　下水道施設	17
第5節　改修・更新費用	19
1　公共施設等の改修・更新費用	19
2　インフラ施設の更新費用	21
第3章　公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針	25
第1節　計画期間	25
第2節　全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	25
第3節　現状と課題に関する基本認識	26
1　少子高齢化や人口減少への対応	26
2　公共施設等の老朽化	26

3 財政状況	26
第4節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と取組方針	27
1 基本的な考え方	27
2 基本的方針	27
3 取組方針	28
4 項目別実施方針	29
第5節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
1 行政系施設	33
2 学校教育系施設	35
3 公営住宅	37
4 スポーツ・レクリエーション系施設	39
5 市民文化系施設	42
6 子育て支援施設	44
7 保健・福祉系施設	46
8 社会教育系施設	48
9 病院施設	50
10 供給処理施設	53
11 公園施設	55
12 その他	57
13 インフラ施設	59
第4章 計画の進行管理	64
第1節 本計画及び個別計画の進捗管理	64
第2節 本計画及び個別計画の見直し	65
第3節 情報の公開と管理	65

第1章 はじめに

第1節 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

全国的に公共施設等の老朽化対策は大きな課題となっています。

国においては平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、道路や橋りょう等に対する安全管理の徹底と耐震化・長寿命化等を進めています。

さらに、平成26年4月には各地方公共団体に対して、将来に向けた公共施設等のあり方に関する基本方針である「公共施設等総合管理計画」の策定を求めていました。

少子高齢化社会の進展や急速な人口減少を迎える中、過去に建設された公共施設等は、耐用年数を経過したもの、また、今後、更新時期を迎えるものも多く、老朽化によるリスクや維持管理費の増大、将来的には改修や建替等に多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが懸念されます。

将来にわたり市民サービスを安定的に提供していくためにも、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが重要であり、公共施設等の適切な規模とあり方について全庁的に検討し、管理情報及び個別計画を集約化した上で、情報共有を図る必要があります。

公共施設等のマネジメントを総合的かつ計画的に管理し、公共施設等に求められる安全、機能を確保しつつ、次世代に可能な限り負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置、運営等を実現するため、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

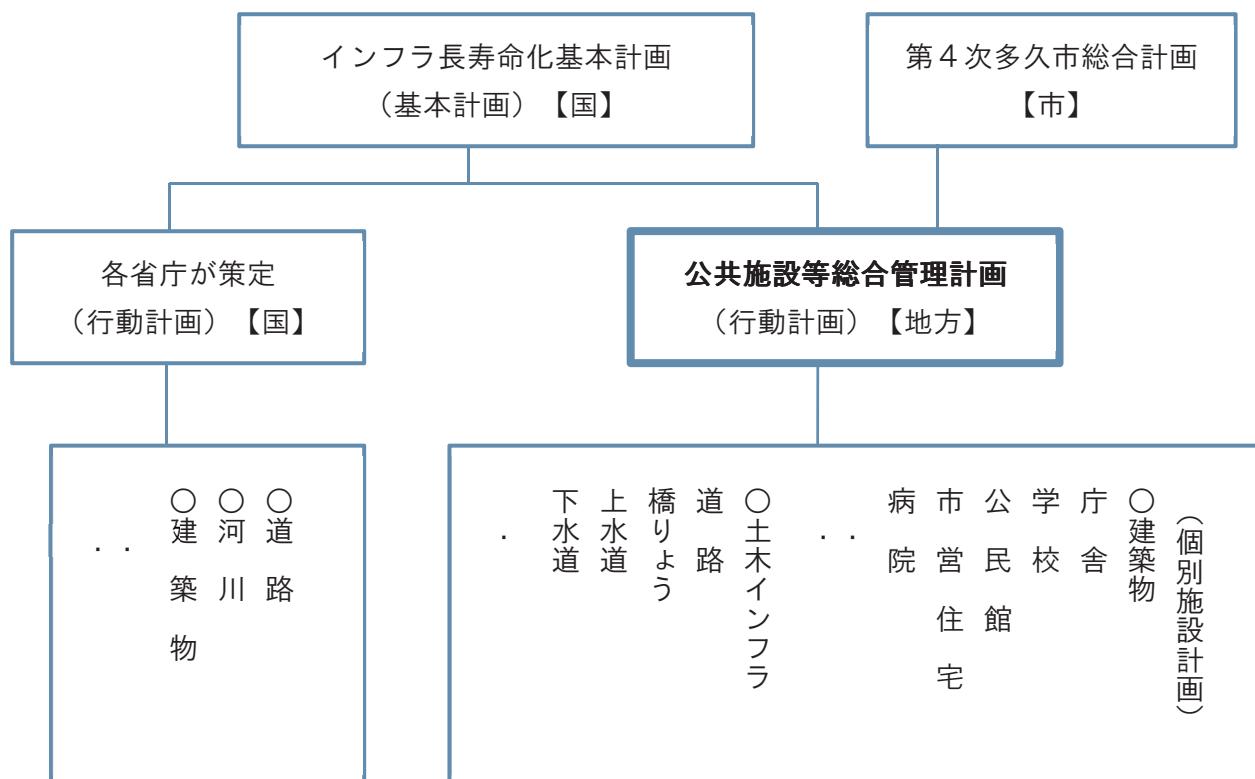
第2節 計画の位置付け

国においては、前述のとおり公共施設等の老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

地方公共団体に対しては、公共施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取り組みの方向性を明らかにする「行動計画」の策定が求められており、「総合管理計画」がこれに該当します。また、今後、各施設の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」については、「総合管理計画」を踏まえ策定する必要があります。

なお、策定にあたっては第4次多久市総合計画に定める「-緑園に輝く-みんなで創る 文教・安心・交流のまち 多久」の実現に向け、公共施設等を長期的な視点をもって、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代に可能な限り負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置、適正な管理に努めることとします。

【計画イメージ】



第3節 対象施設

当市が保有する庁舎や学校施設等の公共施設及び道路や橋りょう等のインフラ施設を対象とします。施設分類については、以下のとおりです。

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系公共施設	行政系施設	庁舎等	庁舎・車庫・倉庫等
		消防施設	水防倉庫、消防分団格納庫・車庫
	学校教育系施設	学校	義務教育学校
		その他教育施設	給食センター
	市民文化系施設	集会施設	公民館、交流センター等
		文化施設	
	社会教育系施設	博物館等	資料館、文化財施設、発掘事務所等
	公営住宅	公営住宅	市営住宅
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	物産館等
		スポーツ施設	競技場、体育館、運動広場
	子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター、放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
		その他社会福祉施設	社会福祉会館、保健センター
	病院施設	病院施設	
	供給処理施設	供給処理施設	清掃センター、下水処理場等
	公園	公園	公園管理棟、休憩所、トイレ等
	その他	その他	
インフラ施設	道路	道路	一級、二級、その他市道
		橋りょう	PC橋・RC橋等
	水道施設	水道施設	水道管等
	下水道施設	下水道施設	下水道管等

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 人口動向

当市の国勢調査人口は、1960年（昭和35年）の45,627人を境に減少を続け、2015年（平成27年）には19,749人となりました。人口減少の要因としては、死亡数が出生数を上回る自然減、転出者数が転入者数を上回る社会減の両者が大きく影響しています。

65歳以上の人囗構成比が31.9%となり、初めて全体の30%を超え、増加傾向にあります。

平成27年10月に公表した、「多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における当市の将来の推計人口は、2040年（平成52年）で15,993人、2015年（平成27年）と比較すると今後25年間でさらに3,756人（19.02%）減少すると推計しています。

人口を年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）は、2015年（平成27年）の2,367人から2040年（平成52年）には2,115人に、生産年齢人口（15～64歳）は2015年（平成27年）の10,981人から2040年（平成52年）には7,968人まで減少すると推計しています。また、老人人口（65歳以上）は2015年（平成27年）の6,300人から2025年（平成32年）までは増加傾向で推移すると推計、2030年以降は減少し、2040年（平成52年）には5,909人まで減少する推計としています。

(単位：人)

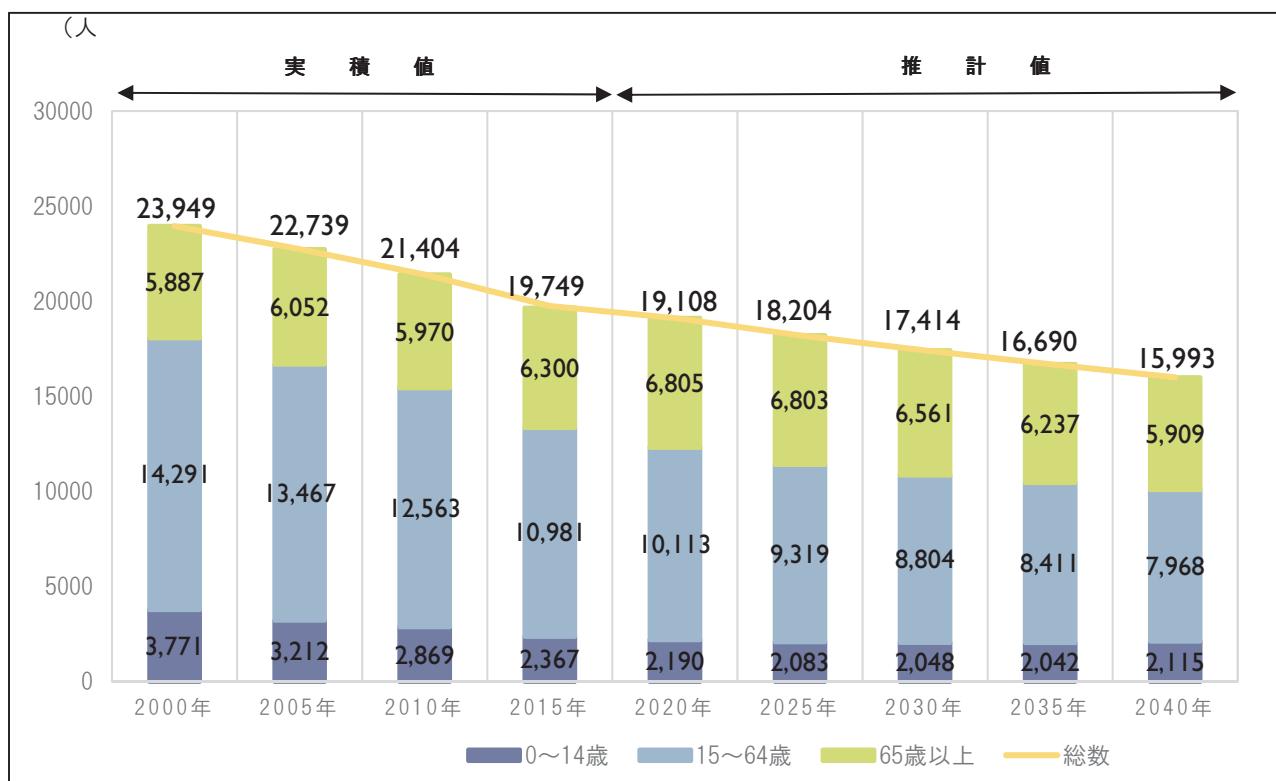
年	国勢調査				多久市人口ビジョン				
	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)	2040年 (H52)
総数	23,949	22,739	21,404	19,749	19,108	18,204	17,414	16,690	15,993
0～14歳	3,771	3,212	2,869	2,367	2,190	2,083	2,048	2,042	2,115
15～64歳	14,291	13,467	12,563	10,981	10,113	9,319	8,804	8,411	7,968
65歳以上	5,887	6,062	5,970	6,300	6,805	6,803	6,561	6,237	5,909

資料：国勢調査

2000年（平成12年）～2015年（平成27年）

多久市人口ビジョン 2020年（平成32年）～2040年（平成52年）

人口推計



資料：国勢調査

2000年（平成12年）～2015年（平成27年）

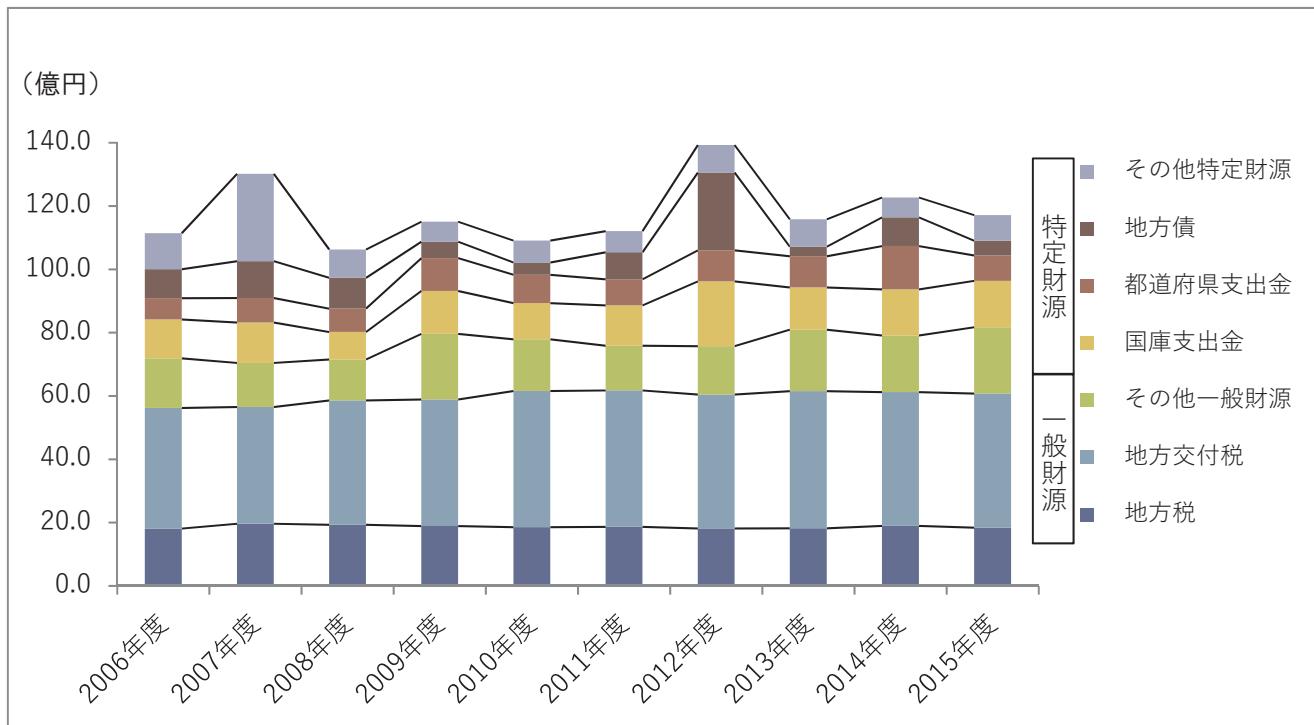
多久市人口ビジョン 2020年（平成32年）～2040年（平成52年）

第2節 財政の状況

1 歳入の推移

過去10年の歳入は、2007年度（平成19年度）と2012年度（平成24年度）を除き、110億円程度で推移しています。2007年度（平成19年度）は主に繰入金の増加により、2012年度（平成24年度）は主に国庫支出金と地方債の増加により、歳入がそれぞれ約130億円、約139億円に増加しました。

歳入決算額の推移（普通会計ベース）



<一般財源の内訳>

一般財源は、地方税、地方交付税、他の一般財源で構成されています。地方税は市に納められる税金で、全体の約90%が市民税と固定資産税です。地方交付税は一定の行政サービスの水準を維持するために国から交付されるもので、人口等を基準とした一定の算定方法で決定されています。

過去10年において、地方税が19億円程度（歳入全体の約16%）で横ばい、地方交付税が36億円台から43億円台（歳入全体の約35%）で、若干の右肩上がりで推移しています。

今後、人口の減少を予想しており、長期的には地方税及び地方交付税は減少傾向と予想されます。

<特定財源の内訳>

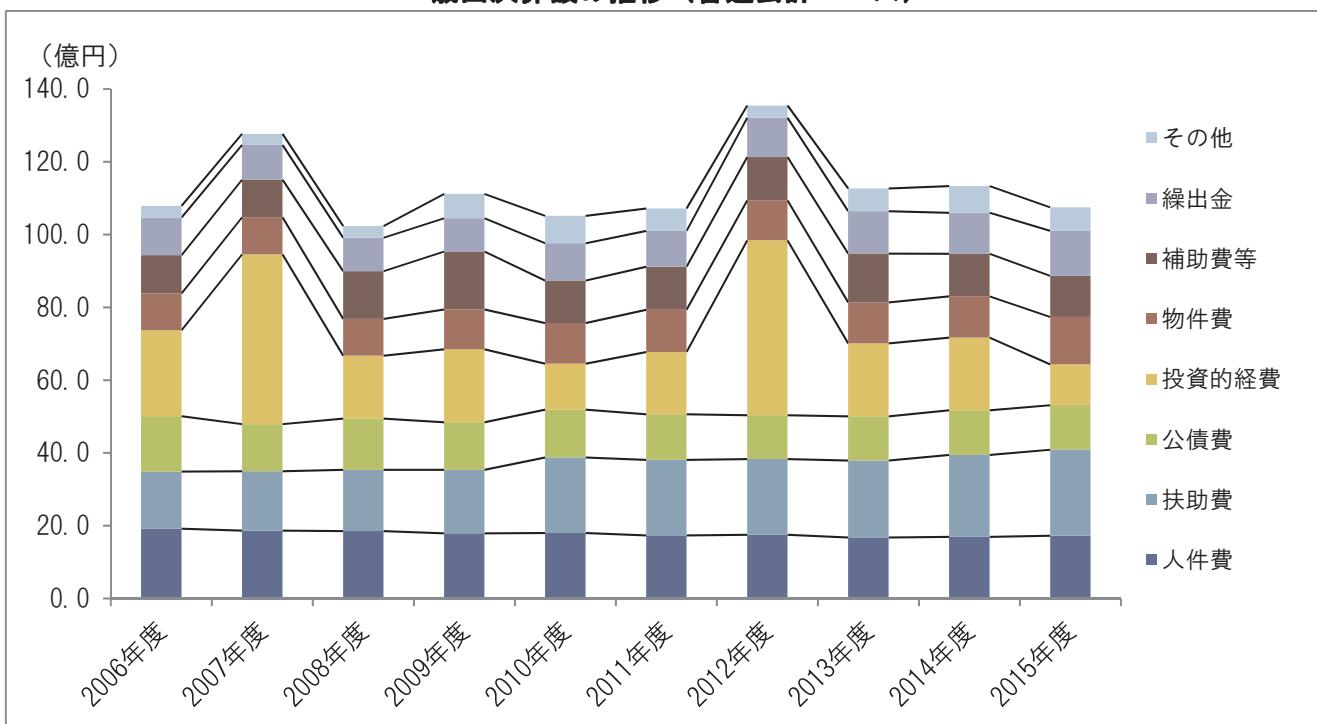
特定財源は、国・県支出金、地方債、その他の特定財源で構成されています。国・県支出金は特定の事業を行う際に、その経費の財源として収入されるものです。地方債は主に建設事業の資金として国や金融機関から借り入れるものです。

2012年度（平成24年度）は、主に小中学校建設工事等の財源として国庫支出金が約21億円、地方債が約25億円と大幅に増加しています。

2 歳出の推移

過去10年の歳出も、歳入と同様に、2007年度（平成19年度）と2012年度（平成24年度）を除き、110億円程度で推移しています。2007年度（平成19年度）と2012年度（平成24年度）は主に投資的経費の増加により、それぞれ約128億円、約136億円に増加しました。

歳出決算額の推移（普通会計ベース）



<義務的経費の内訳>

義務的経費は支出することが制度的に義務づけられており、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費で、人件費、扶助費、公債費の3つからなります。

人件費	職員等に対する勤労の対価、報酬として支払われる経費 議員報酬・委員報酬・職員給・共済組合負担金・退職手当組合負担金等
扶助費	児童福祉法や老人福祉法等、各種法令に基づき被扶助者に対して支給する費用及び市独自の各種扶助の支出額（児童手当等も含まれる）
公債費	市が公共事業を行う際に借入れした市債（借金）の元金及び利子の償還金と一時借入金利子の合計額

人件費は2015年度（平成27年度）が約17億円で、職員削減等により10年間で約10%減少、扶助費は2015年度（平成27年度）が約24億円で、10年間で約51%増加しています。公債費は2015年度（平成27年度）が約12億円で、過去10年間で約20%減少しています。

義務的経費全体では、2015年度（平成27年度）が約53億円で歳出額の約49%を占めています。扶助費の増加により過去10年間において増加傾向にあります。

将来的には、高齢化の更なる進行等により扶助費の増加が見込まれ、投資的経費に振り分ける財源確保が課題となります。

＜投資的経費の内訳＞

投資的経費は、公共施設の建設や道路整備など、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が将来に残るものをして、普通建設事業費とともに災害復旧費も含まれます。

投資的経費は、2007年度（平成19年度）と2012年度（平成24年度）に大幅に増加しています。詳細は「3 投資的経費の推移」において説明します。

＜その他の経費の内訳＞

義務的経費及び投資的経費以外の経費として、主に物件費、補助費等、繰出金があります。

物件費	支出の効果が単年度または極めて短期間で終わる消費的な費用 賃金・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料・賃借料等
補助費等	主に市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合等）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費
繰出金	普通会計から他の特別会計への支出

物件費は、2015年度（平成27年度）が約13億円で歳出額の約12%を占めており、その割合は一般市の平均的なレベルです。

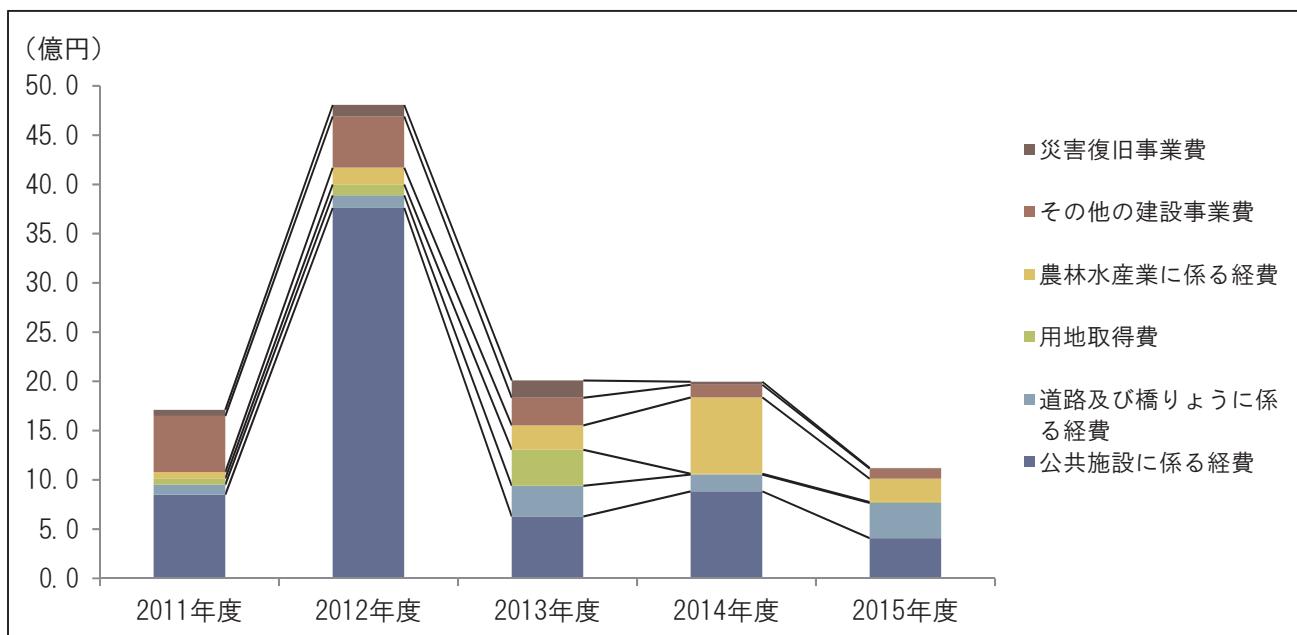
補助費等は、2015年度（平成27年度）が約11億円で歳出額の約11%を占めており、その割合は一般市の平均的なレベルです。

繰出金は、2015年度（平成27年度）が約12億円で、過去10年間において増加傾向にあります。

3 投資的経費の状況

歳出のうち投資的経費は、公共施設の建設や道路整備など、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が将来に残るものをいい、普通建設事業費と災害復旧費に分けられます。普通建設事業費は、公共施設に係る経費、道路及び橋りょうに係る経費、それに伴う用地取得費、農林水産業に係る経費、その他の建設事業費に分けられます。

投資的経費の推移（普通会計ベース）



公共施設に係る経費は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間の平均は約13億円です。年度の事業量に応じて4億円から38億円の範囲で大きく変動しています。道路及び橋りょうに係る経費は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間の平均は約2億円です。年度の事業量に応じて1億円台から3億円台の範囲で変動しています。

2014年度（平成26年度）に農林水産業に係る経費が大幅に増加していますが、これは主に施設整備補助金（精米処理加工施設整備）約5.7億円によるものです。

公共施設に係る投資的経費の主な支出内容

2011年度（平成23年度）	中央小・中学校建設工事 約6.8億円
2012年度（平成24年度）	中央小・中学校建設工事 約24.2億円 東部小・中学校建設工事 約5.4億円 西渓小・中学校建設工事 約2.5億円
2013年度（平成25年度）	まちづくり交流センター建設工事 約1.4億円
2014年度（平成26年度）	まちづくり交流センター建設工事 約3.1億円
2015年度（平成27年度）	小中学校建築非構造部材耐震化工事 約1.4億円

第3節 公共施設の状況

1 保有状況

当市が保有する公共施設（建築物）は、平成28年1月1日現在で102施設、延べ床面積は141,543.90m²であり、人口20,188人に対して、市民一人当たりでは7.01m²となっています。

平成24年に発表された東洋大学調査の「全国自治体公共施設延床面積データ」による、全国市区町村の一人当たり延床面積は3.42m²、当市と同人口規模自治体（20,000～22,500人）の平均では5.86m²であり、各数値と比較すると多い状況です。（調査時点での当市数値は4.95m²）。

2 区別別施設数及び延床面積

保有する公共施設を区別別に施設数の多い順に見ると、「行政系施設」24施設（23.6%）、「スポーツ・レクリエーション系施設」18施設（17.7%）、「市民文化系施設」10施設（9.8%）、「公営住宅」・「社会教育系施設」各9施設（17.6%）、「公園」・「その他」各8施設（15.6%）、「学校教育系施設」5施設（4.9%）、「保健・福祉施設」・「供給処理施設」各4施設（7.9%）、「子育て支援施設」3施設（2.9%）、「病院施設」1施設（1.0%）となっています。

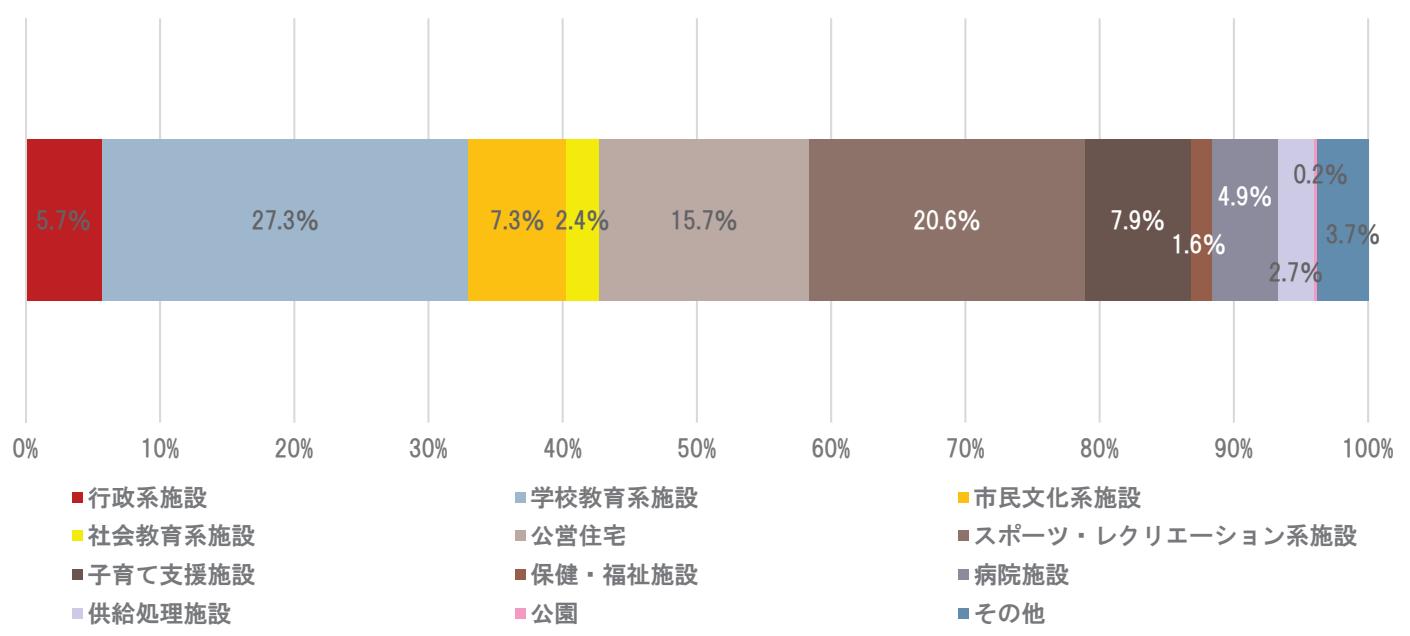
「行政系施設」には、各地区に存する水防倉庫、消防団格納庫が含まれることから、施設数は突出しています。

また、延床面積の広い順に見ると、「学校教育系施設」38,670 m²（27.3%）、「スポーツ・レクリエーション系施設」29,068.9 m²（20.6%）、「公営住宅」22,206 m²（15.7%）、「子育て支援施設」11,207 m²（7.9%）、「市民文化系施設」10,314 m²（7.3%）、「行政系施設」7,991 m²（5.7%）、「病院施設」6,883 m²（4.9%）、「その他」5,260 m²（3.7%）、「供給処理施設」3,848 m²（2.7%）、「社会教育系施設」3,435 m²（2.4%）、「保健・福祉施設」2,327 m²（1.6%）、「公園」334 m²（0.2%）となっています。

区別別施設数

大分類	中分類	施設数	延床面積	構成比	
				施設数	延床面積
行政系施設	庁舎等	4	7,160m ²	3.9%	5.1%
	消防施設	20	831m ²	19.6%	0.6%
学校教育系施設	学校	3	37,523m ²	2.9%	26.5%
	その他教育施設	2	1,147m ²	2.0%	0.8%
市民文化系施設	集会施設	6	6,310m ²	5.9%	4.5%
	文化施設	4	4,004m ²	3.9%	2.8%
社会教育系施設	博物館等	9	3,435m ²	8.8%	2.4%
公営住宅	公営住宅	9	22,206m ²	8.8%	15.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	12	10,143m ²	11.8%	7.2%
	レクリエーション・観光施設	6	18,925.90m ²	5.9%	13.4%
子育て支援施設	幼児・児童施設	3	11,207m ²	2.9%	7.9%
保健・福祉施設	児童福祉施設	2	748m ²	2.0%	0.5%
	その他社会福祉施設	2	1,579m ²	2.0%	1.1%
病院施設	病院施設	1	6,883m ²	1.0%	4.9%
供給処理施設	供給処理施設	4	3,848m ²	3.9%	2.7%
公園	公園	8	334m ²	7.8%	0.2%
その他	その他	7	5,260m ²	6.9%	3.7%
合 計		102	141,543.90m ²	100.0%	100.0%

区別別延床面積の割合



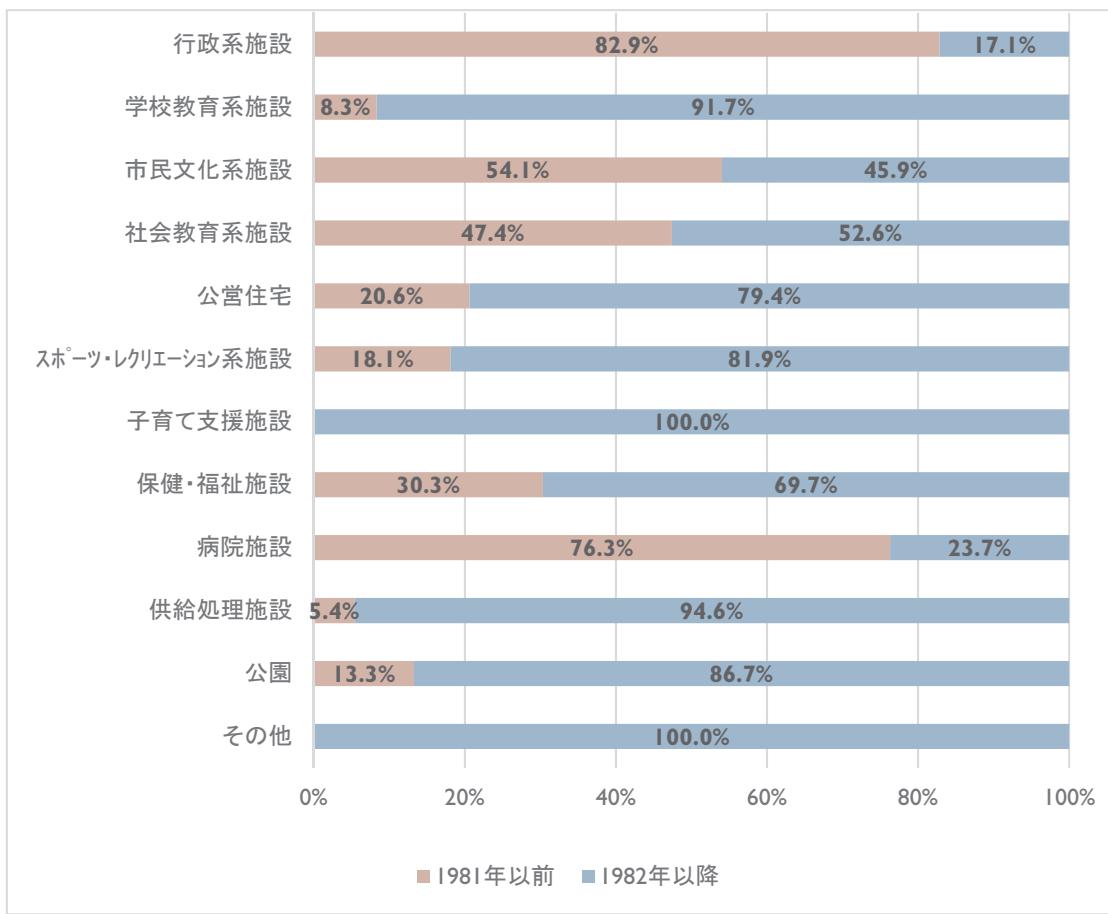
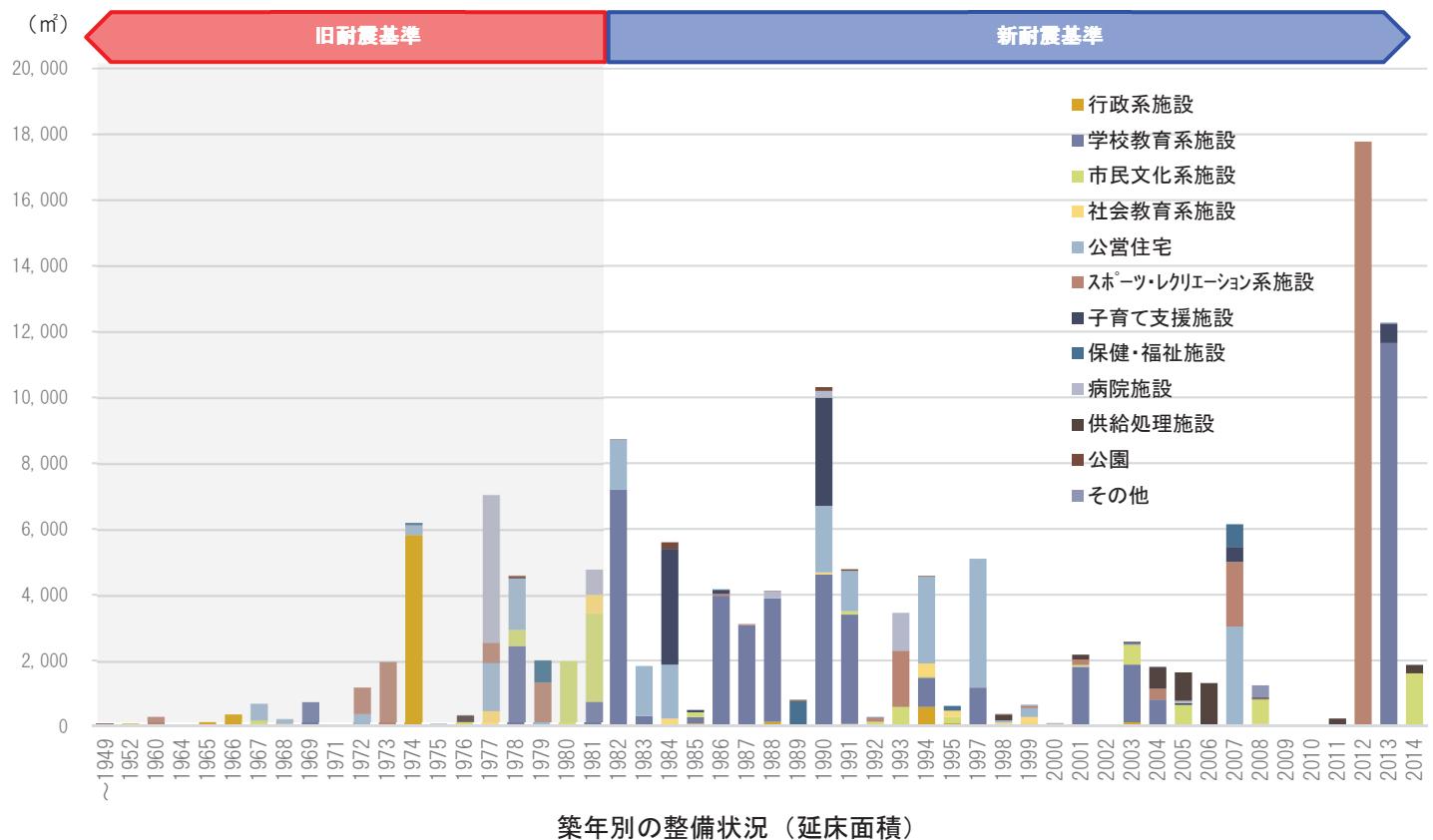
3 公共施設の整備状況

(1) 年度別整備状況

公共施設等の年度別整備状況を見ると、1981年以前に建築され、旧耐震基準に基づく公共施設は全体の総延床面積に対して23.5%となっています。また、旧耐震基準に基づく公共施設のうち、行政系施設が20.0%、市民文化系施設16.6%と多くなっています。

施設区分	旧耐震基準：1981年以前		新耐震基準：1982年以降	
	延床面積 (m ²)	構成比 (%)	延床面積 (m ²)	構成比 (%)
行政系施設	6,623	20.0	1,368	1.3
学校教育系施設	3,999	12.1	34,641	32.0
市民文化系施設	5,516	16.6	4,798	4.4
社会教育系施設	1,236	3.7	2,199	2.0
公営住宅	4,635	14.0	17,571	16.2
スポーツ・レクリエーション系施設	4,920	14.8	24,148.9	22.3
子育て支援施設	0	0	11,207	10.4
保健・福祉施設	671	2.0	1,656	1.5
病院施設	5,249	15.8	1,634	1.5
供給処理施設	208	0.6	3,640	3.4
公園	95	0.3	239	0.2
その他	44	0.1	5,216	4.8
合計	33,196	100.0	108,347.9	100.0

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し



(2) 耐震化状況

旧耐震基準に基づく公共施設のうち、耐震診断及び耐震補強工事を実施した建物は以下のとおりとなっています。学校教育系施設は、旧耐震基準に基づくすべての校舎、体育館等は耐震診断が実施され、必要に応じ、耐震補強工事を実施しています。

(単位 : m²)

施設区分	旧耐震建物 延床面積	耐震診断		耐震補強
		実施	未実施	実施
行政系施設	6,623	6,312	311	71
学校教育系施設	3,999	2,475	1,524	2,475
市民文化系施設	5,516	2,680	2,836	0
社会教育系施設	1,236	0	1,236	0
公営住宅	4,635	0	4,635	0
スポーツ・レクリエーション系施設	4,920	3,710	1,210	802
保健・福祉施設	671	0	671	0
病院施設	5,249	5,249	0	0
供給処理施設	208	0	208	0
公園	95	0	95	0
その他	44	0	44	0
合計	33,196	20,426	12,770	3,348

第4節 インフラ施設の状況

1 保有状況

インフラ施設保有状況

種別	内容	施設数量
道路	一級市道	65,710m 43路線
	二級市道	8,261m 10路線
	その他市道	247,453m 635路線
	道路改良率	66%
	道路舗装率	95%
	自転車歩行者道路	318m
橋りょう	橋りょう	3,355m
		288本
上水道	管路延長	248,013m
	普及率（給水人口/行政区域内人口）	99%
下水道	管路延長	58,326m
	普及率（水洗化人口/行政区域内人口）	22%
	水洗化率（水洗化人口/処理区域内人口）	72%

※下水道は公共下水道と農業集落排水を合算しています。

2 道路・橋りょう

当市で保有する道路・橋りょうは以下の表のとおりです。

上下水道施設とともに生活及び産業の基盤として、市民生活や地域の経済活動を支えています。また、近年の集中豪雨や地震など、自然災害時に重要なライフラインとして位置付けられ、適切な新設・維持管理が必要です。

総量把握

	路線数	実延長 (m)	道路部面積 (m ²)
一級市道	43路線	65,710	524,403
二級市道	10路線	8,261	56,828
その他市道	635路線	247,453	1,201,284
市道合計	688路線	321,434	1,782,515
自転車歩行者道路	—	318	1,036
橋りょう	288本	3,355	21,355

資料：平成27年度 道路現況調書

市道の現況（実延長）

(単位：m)

	改良済み	未改良	改良率	舗装道	未舗装	舗装率
一級市道	61,328	4,382	93%	63,904	1,806	97%
二級市道	8,030	231	97%	8,261	—	100%
その他市道	142,765	104,688	58%	232,274	15,179	72%
市道合計	212,123	109,301	66%	304,439	16,985	95%

資料：平成27年度 道路現況調書

3 上水道施設

当市の水道事業は、主に佐賀西部広域水道企業団からの浄水を市内に給水しています。そのため、当総合管理計画では、配水管のみを対象とします。

確保している水源水量（取水能力）は10,519m³ /日であり、水源に余裕がある状況です。

上水道 供給量の現況

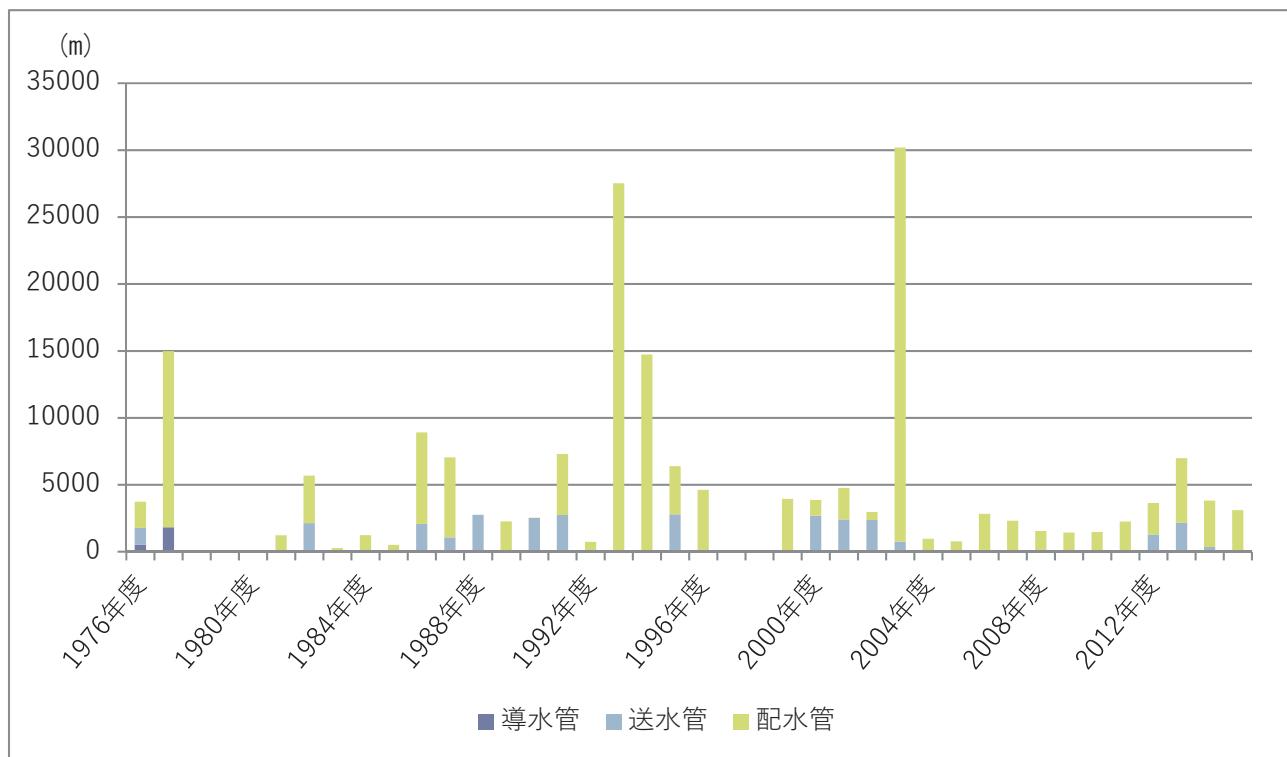
	2015年度
行政区域内人口	20,066人
給水区域内人口（A）	20,059人
給水人口（B）	19,940人
給水戸数	7,523戸
給水区域内の普及率（B／A）	99.4%
年間配水量（C）	2,040,640m ³
1日平均配水量	5,576m ³
年間給水量（D）	1,636,163m ³
1日平均給水量	4,470m ³
1日最大配水量	10,315m ³
有収率（D／C）	80.2%

資料：水道事業会計決算書

当市の水道管路は約248km布設済みであり、そのうち約0.7%が耐震管に更新済みです。

年度別の布設状況は次のとおりです。なお、上水道と統合する前の簡易水道等における年度不明の布設が約58kmありますが、グラフには表示していません。

上水道布設 年度別延長



資料：水道課資料

4 下水道施設

当市の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業からなります。

公共下水道は、2000年度（平成12年度）より布設、2005年度（平成17年度）より供用を開始しています。家庭から排出された汚水は、宅内の公共ますより公共下水道へ流れ込み、下水管を通って 多久みず環境保全センターで処理されています。

農業集落排水事業は、小規模で散在する農業集落に配慮した汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水の水質改善を図ろうとするものです。当市では、2004年度（平成16年度）より納所地区で供用開始し、納所地区浄化センターで処理されています。

2015年度（平成27年度）末現在の汚水処理人口普及率は、全国が89.9%、県が81.1%であるのに対し、本市では53.2%であり、普及率の向上が課題となっています。

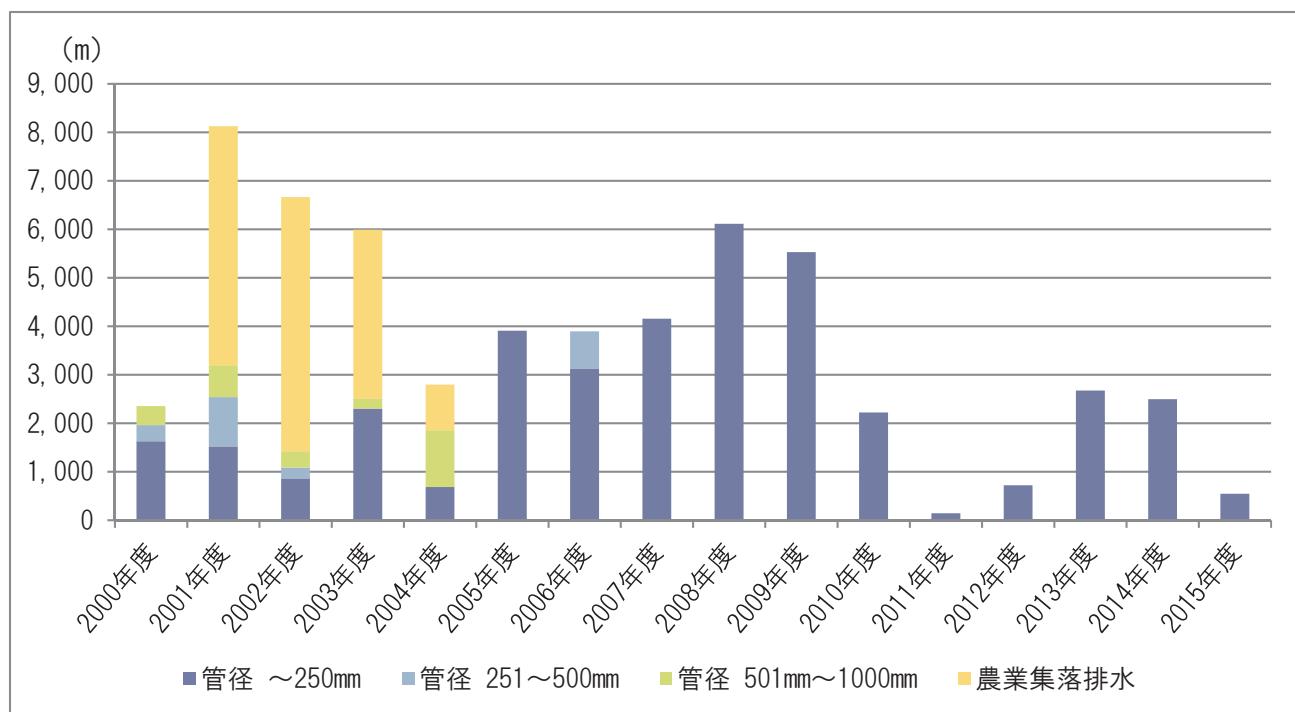
公共下水道の現況

	公共下水道	農業集落排水
行政区域人口 A	20,066人	20,066人
処理区域人口 B	5,060人	1,076人
水洗化人口 C	3,608人	818人
普及率 B/A	25.2%	5.4%
水洗化率 C/B	71.3%	76.0%
全体計画面積 D	606ha	57ha
事業認可面積 E	277ha	57ha
整備済面積 F	171ha	57ha
整備率(対全体計画) F/D	28.2%	100%
整備率(対事業計画) F/E	61.7%	100%
年間総処理水量	344,196m³	70,594m³
一日平均処理水量	943m³	193m³
一日最大処理水量	1,065m³	290m³
年間有収水量	327,910m³	63,697m³
一日平均有収水量	898m³	175m³
有収率	95.3%	90.2%

資料：都市計画課資料

2015年度（平成27年度）末現在の管路総延長は58kmで、2000年度（平成12年度）以降の年度別整備延長は次のとおりです（農業集落排水を含む）。

下水道布設 年度別延長



資料：都市計画課資料

第5節 改修・更新費用

1 公共施設等の改修・更新費用

(1) 改修・更新費用の見通し

① 算出条件

算出は、総務省指針（平成26年4月22日）により「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団提供）によるものとし、算出条件は次のとおりとします。

算 出 条 件

改修・更新年数等

大規模改修	実施年数	25年
	改修期間	2年
	割り当てる年数	10年
更新（建替）	実施年数	50年
	建替期間	3年
	割り当てる年数	10年

※割り当てる年数
試算時点で実施年数をすでに経過し、改修・更新すべき施設が実施されていない場合に、費用を分散し集中しないようにするための年数

改修・更新単価 (単位：万円/m²)

	大規模改修単価	更新単価
行政系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
市民文化系施設	25	40
産業系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
公営住宅	17	28
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
病院施設	25	40
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

※ 更新単価には解体費含む

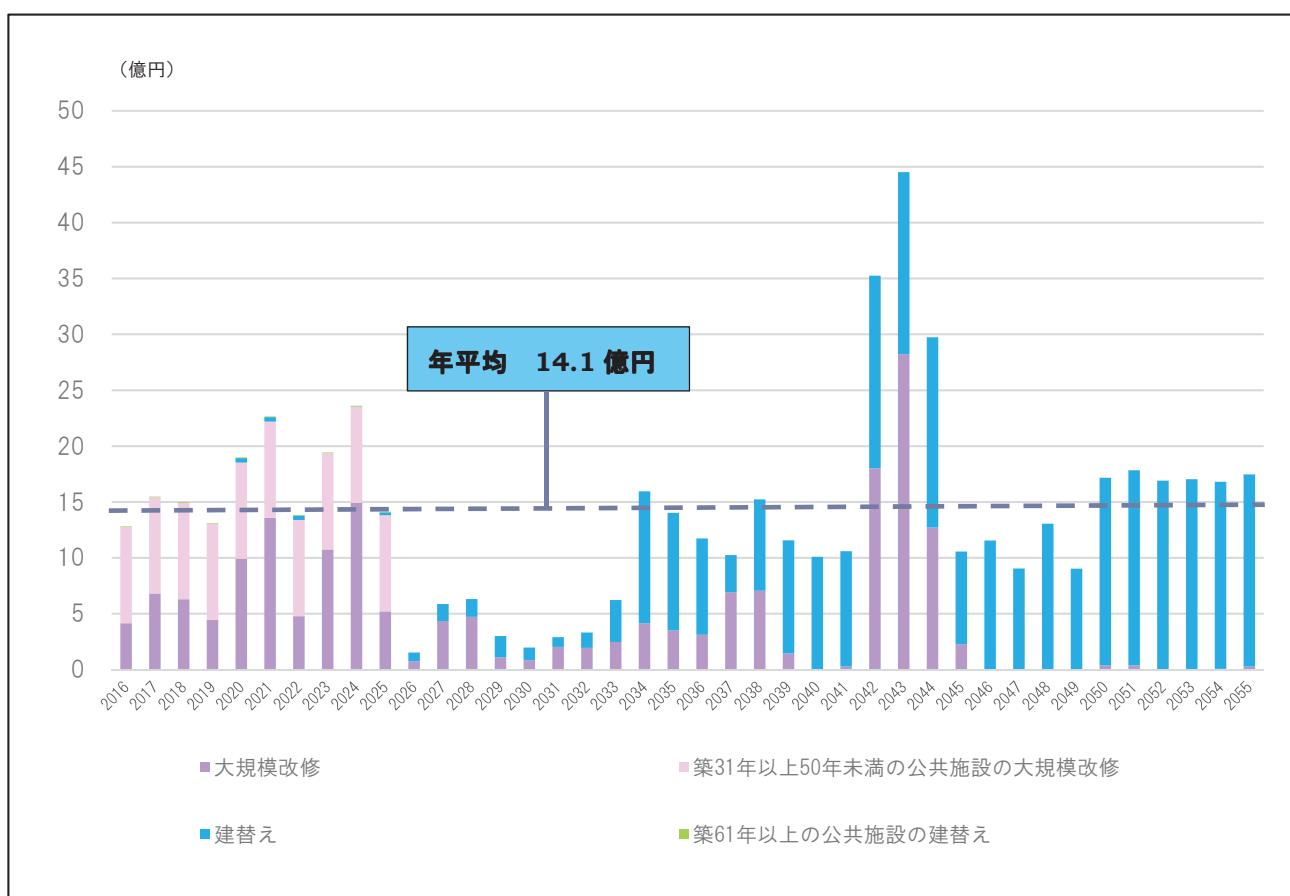
② 改修・更新費用

本計画の対象施設である公共施設を今後40年間、維持管理・運営していくために必要な改修・更新費は、年平均額14.1億円であり、最近5年間の投資的経費の年平均額約13.1億円と比較すると、約1.1倍となります。

なお、現状のまま改修・更新を行うと仮定し、年度別の改修・更新費を比較すると、2043年度（平成55年度）が最も多く44.5億円、次いで2042年度（平成54年度）が35.3億円、2044年度（平成56年度）が29.7億円となると推計されます。

将来の更新費用の推計（「公共施設等更新費用試算ソフト」より出力）

建替え (億円)	274.0	大規模改修 (億円)	291.3	合計 (億円)	565.3	年平均額 (億円)	14.1
-------------	-------	---------------	-------	------------	-------	--------------	------



2 インフラ施設の更新費用

(1) 更新費用の見通し

① 算出方法

算出は、公共施設と同様に「公共施設等更新費用試算ソフト」によるものとし、整備年度から下表に示した更新年数が過ぎたものについて、更新単価を乗じて試算します。なお、整備年度が不明な場合は、総量に更新単価を乗じて、更新年数で割った費用を毎年度計上します。

算 出 条 件

更新年数等

		更新年数	割り当てる年数
道	一般道路	15年	-
路	自転車歩行者道	15年	-
橋	梁	60年	5年
上水道		40年	5年
下水道		50年	5年

※割り当てる年数：試算時点で実施年数をすでに経過し、更新すべき施設が実施されていない場合に、費用を分散し集中しないようにするための年数

更新単価

インフラ施設	種 別	更新単価
道路・橋りょう	一般道路	4,700円/m ²
	自転車歩行者道	2,700円/m ²
	橋りょう	448,000円/m ²
上水道	導水管	管径 300mm未満 100,000円/m
	送水管	管径 300mm未満 100,000円/m
		管径 300～500未満 114,000円/m
	配水管	管径 150mm以下 97,000円/m
		管径 200mm以下 100,000円/m
		管径 250mm以下 103,000円/m
		管径 300mm以下 106,000円/m
下水道	管径 ~250mm ・ 農業集落排水	61,000円/m
	管径 251～500mm	116,000円/m
	管径 501～1000mm	259,000円/m

② 更新費用

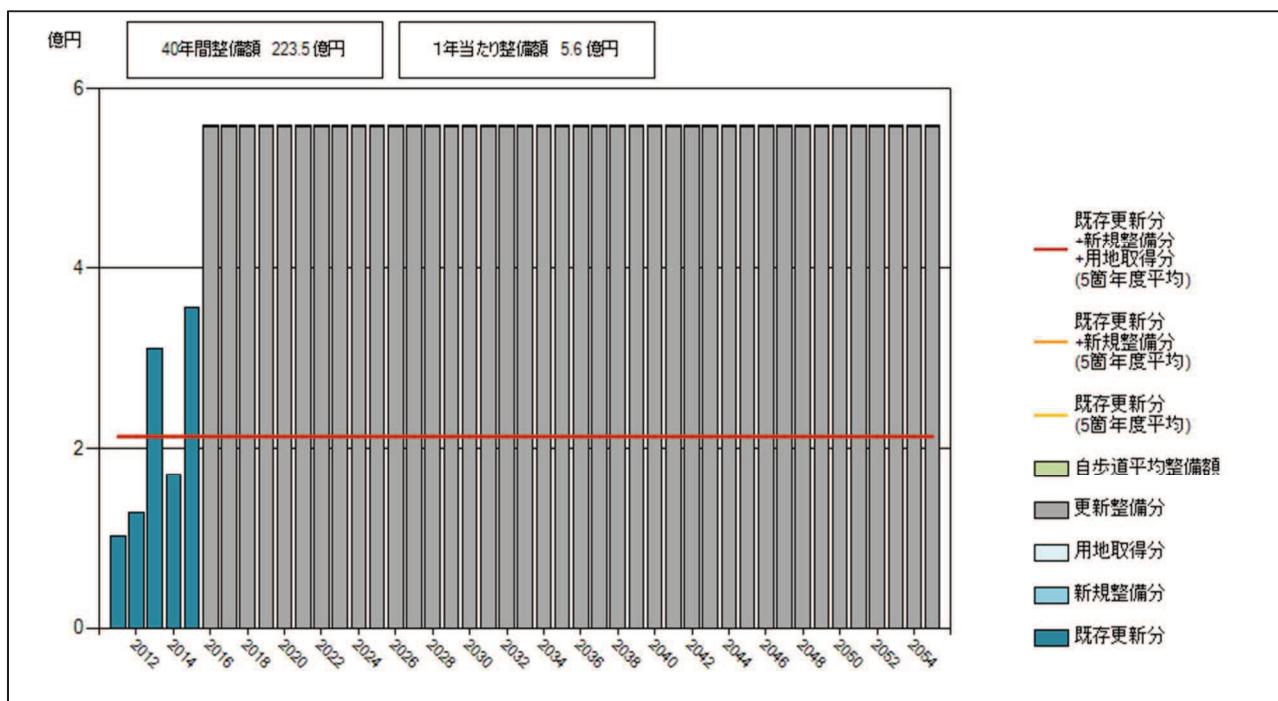
インフラ施設を、今後、維持管理していくために必要と想定される更新費用は、年平均で13.6億円となり、最近5年間平均の投資的経費7.1億円に対して1.9倍となります。

インフラ施設別の更新費用は次のとおりです。

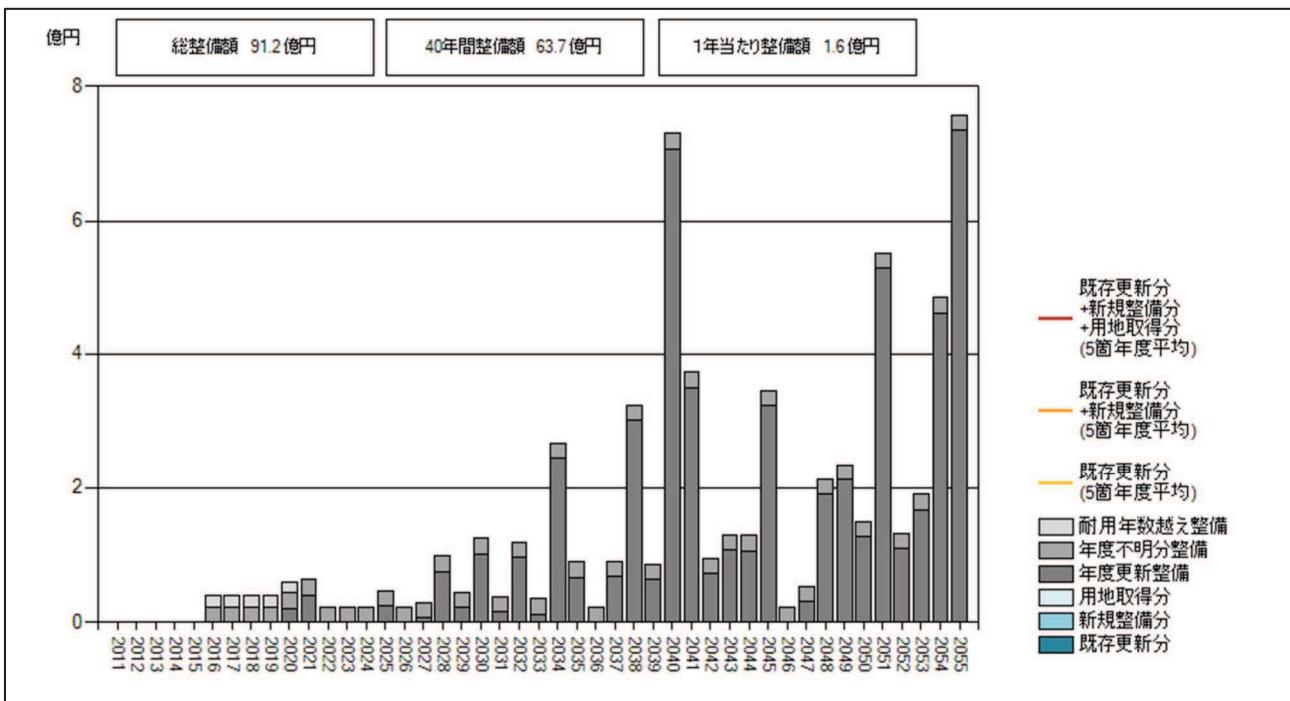
インフラ施設における投資等経費の内訳と更新費用の比較 (単位 : 億円)

投資等経費の内訳	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	5ヵ年平均 (A)	推計 (B)	比較 (B/A)
道路及び橋りょう	1.0	1.3	3.1	1.7	3.6	2.1	7.2	3.4倍
上水道	0.9	1.6	2.1	1.4	1.3	1.5	5.6	3.7倍
下水道	2.4	4.8	6.4	2.7	1.2	3.5	0.8	0.2倍
合 計	4.3	7.7	11.6	5.8	6.1	7.1	13.6	1.9倍

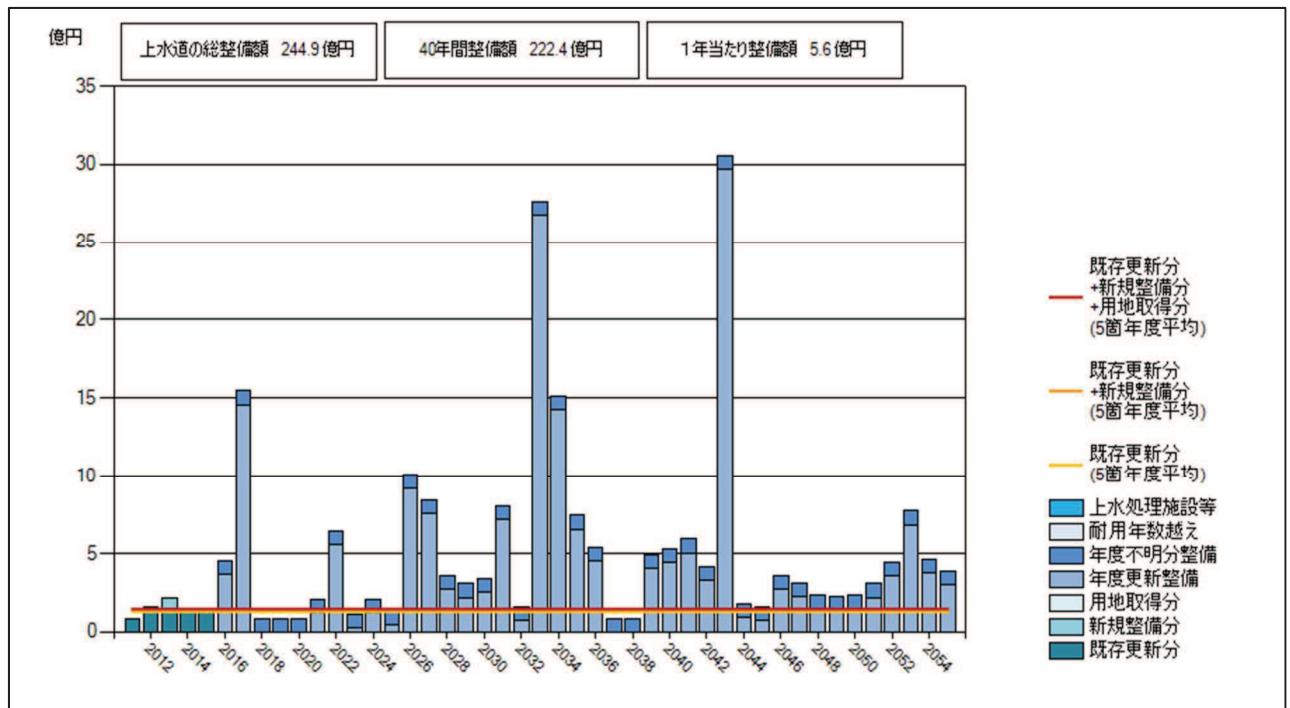
道路 : 総面積による将来の更新費用の推計 (「公共施設等更新費用試算ソフト」より出力)



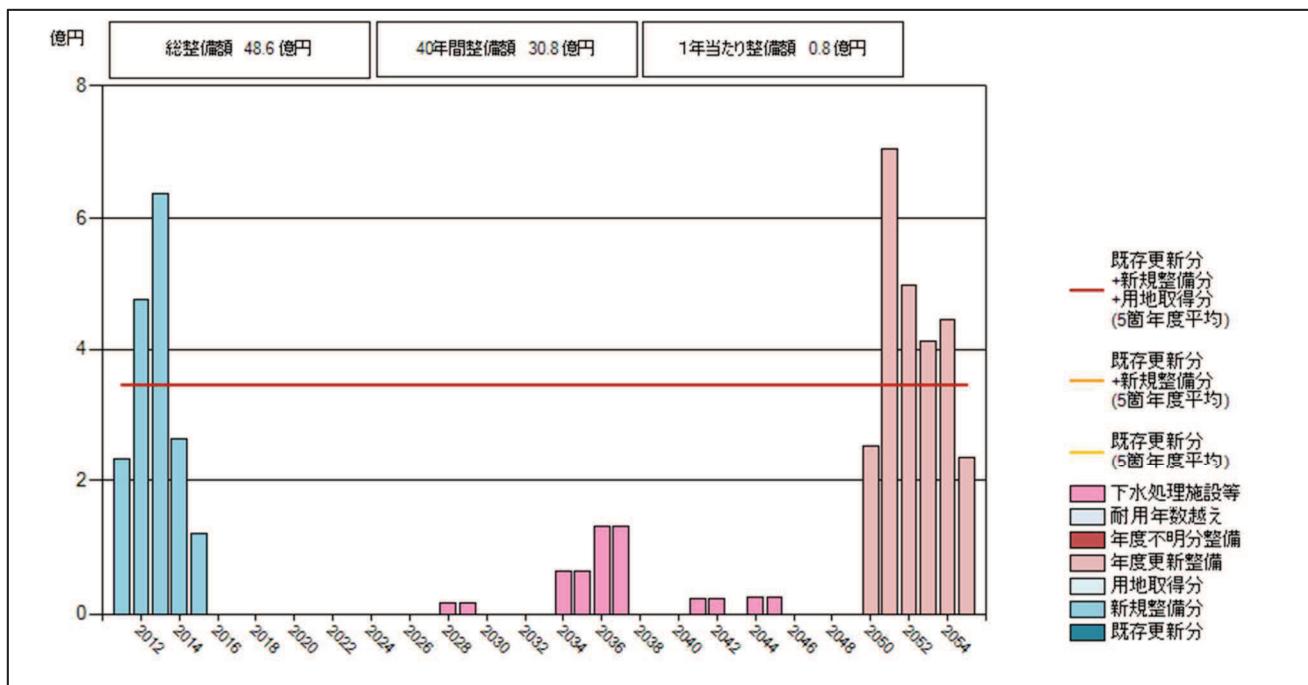
橋りょう：総面積による将来の更新費用の推計（「公共施設等更新費用試算ソフト」より出力）



上水道：管径別年度別延長による将来の更新費用の推計（「公共施設等更新費用試算ソフト」より出力）



下水道：管径別年度別延長による将来の更新費用の推計（「公共施設等更新費用試算ソフト」より出力）



第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

第1節 計画期間

本計画の計画期間は、人口推計等を踏まえるとともに、公共施設等の整備・改修・更新等が中長期に及ぶことを考慮して、2056年度（平成68年度）までの概ね40年間を計画期間とします。

（再掲）将来の更新費用の推計（「公共施設等更新費用試算ソフト」より出力）

建替え (億円)	274.0	大規模改修 (億円)	291.3	合計 (億円)	565.3	年平均額 (億円)	14.1
-------------	-------	---------------	-------	------------	-------	--------------	------



第2節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、全庁的な取組体制を構築し、組織の横断的な統括が必要となります。

そのため、公共施設等マネジメントを担当する組織が中心となり、施設ごとの管理者に対し必要な維持管理、修繕などに関する研修を実施するなど、総合的かつ計画的な管理の実現に努めます。

また、施設の老朽化の状況や修繕・更新履歴を整理し、中長期保全計画として取りまとめ、必要となる維持改修工事の計画的かつ効率的な実施に向けて、公共施設等を一元的に管理する組織の設置を検討するなどの取り組みを進めています。

第3節 現状と課題に関する基本認識

公共施設を取り巻く課題は、大きく分けて以下の3つの要素にまとめられ、各要素について、今後の取り組みに対する基本的な認識を示します。

1 少子高齢化や人口減少への対応

当市の人口は、1960年（昭和35年）の45,627人をピークに年々減少傾向を辿っており、2025年（平成37年）には18,204人、2035年（平成47年）には16,690人まで減少すると見込んでおり、同時に急激な少子高齢化の進行も予想しています。

このような人口構造の変化に伴い、施設総量の縮減、子育て支援施設の充実、高齢者の需要の高まりによる福祉施設の充実など、市民のニーズに合わせた公共施設等の全体の在り方について検討する必要があります。

2 公共施設等の老朽化

当市の公共施設のうち、築30年以上を経過した建物は53,991m²となっており、全体の総延床面積に対して約38%を占めています。そのため、機能の陳腐化や老朽化が進行している施設も見られ、今後も断続的に大規模改修や更新の必要性が生じることが予想されます。

施設の老朽化が進む一方、財源確保が非常に厳しいことから、すべての施設を保有し続けることは困難となります。したがって、長期的な視点で、施設の集約化・複合化・長寿命化・除却などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を検討する必要があります。

3 財政状況

上記のとおり、今後の人口減少に伴い、市税収入の減少も見込まれます。また、整備した公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となります。そのため、施設の老朽化、利用状況などを十分把握し、施設総量の縮減を進め、更新等の費用や維持管理費の削減を図るとともに、施設除去後の土地については売却を進めるなど、財源確保を図っていく必要があります。

第4節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と取組方針

1 基本的な考え方

公共施設等は、まちの活性化やにぎわいの創出に欠かせないものとなっています。しかし、人口減少や少子高齢化による施設ニーズの変化や施設の老朽化、厳しい財政状況等により、現状のまま何も対策を取らなければ、十分な公共サービスを提供できなくなる可能性があります。

そのため、市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

2 基本の方針

方針①	保有資産の縮減・規模の適正化 現在の利用状況、将来の人口規模に応じた需要予測を踏まえ、公共施設の総量の縮減、規模の適正化を目指します。
-----	---

方針②	保有資産の長寿命化・機能維持 現在保有している公共施設及びインフラを長期間利用するとともに安全かつ快適に利用できる機能の確保と維持を目指します。
-----	--

3 取組方針

方針① 保有資産の縮減・規模の適正化

(1) 公共施設の総量適正化

ニーズの変化等により不要となった施設の複合化（既存の異なる種類の公共施設等を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備すること）・集約化（既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備すること）・用途の転用（既存の施設を改修し、他の施設として利用すること）等の実施により、総量の適正化を図ります。

(2) 未利用施設の除却

老朽化等により利用見込みのない施設や、ニーズの変化に伴い当初の設置目的が失われた施設については、除却を検討し、安全確保に努めます。

方針② 保有資産の長寿命化・機能維持

(1) 点検・診断の実施

これまでに実施してきた点検等に加えて、今後は施設管理者による定期的な点検や、劣化状況を把握していく仕組みを構築します。

(2) 情報集約と活用

劣化状況や対策が必要な箇所の情報を蓄積し、今後の修繕計画等の策定に活用します。

(3) 予防保全管理型への移行

これまでの、不具合が顕在化してから対応する手法から、点検診断等により劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法（予防保全型）への移行を図ることで、建物や設備等の性能・機能の維持に努めます。

(4) 長寿命化の策定・実施

予防保全型管理へ移行することにより、施設の長寿命化を図り、安全性の確保と財政負担の軽減に努めます。

4 項目別実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

施設の適切な維持管理により、その性能を十分に発揮させることができます。そのためには専門的・技術的知識のほか、日常の維持管理が重要となります。

公共施設等の利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なるため、各施設の特性を考慮したうえで、定期的な目視点検・診断により状態を正確に把握します。

インフラ施設についても、維持管理費の節減を図るため、施設の長寿命化を図ります。健全度の把握は、関係省庁が作成する点検マニュアルに基づき、定期的な点検の実施による予防的かつ計画的な対応を行います。

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や更新履歴等の情報を個々の施設毎にカルテ等として記録し、次の点検・診断に活用していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理にあたっては、施設の長寿命化や点検・診断等の結果を踏まえた予防保全型の維持管理及び中長期にわたる計画的な保全の実施により、突発的な改修工事等を抑制するとともに、計画的なメンテナンス及び更新を実施し、維持管理費の縮減と平準化を図ります。

公共施設の更新は、必要な部分のみを対象とし、現状と同等以下の規模とすることで建設コストや運営経費の縮減を図り、全体的な総量削減に努めます。また、更新時においては、民間施設の利活用、広域化（一部事務組合・広域連合による施設共同所有や自治体間（県・市）における施設の相互利用）、PFI（※）事業などの公民連携による民間資金、ノウハウ活用の検討も行います。

インフラ施設の更新は、適切な保全による既存施設の長寿命化を優先し、費用対効果や経済効果が見込めるものを精査したうえで実施します。

維持管理費は、管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化しますので、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には利用条件、各施設の特性等を考慮して、合理的な対策を採用するように努めます。

※PFI・・・Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。

公共施設等の建設・維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等については、災害時の避難施設としての役割を持つ施設も多く、その機能・安全性の確保に向けた施設価値を向上させる取り組みも必要となります。バリアフリー化の充実、ユニバーサルデザインの活用を図り、すべての市民が利用しやすい施設・設備の整備を進めていきます。環境性能など質的向上への対応、建設廃棄物の抑制、省エネルギー化の推進など環境にも配慮します。

また、点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等のうち、住民生活において必要性が高い施設などは早急に修繕を実施し、安全性を確保します。修繕のみでは安全性を確保できない場合は、費用対効果を考慮し、他施設への移転・大規模改修の実施・更新等について検討します。

一方、利用率が低く、災害時における役割も必要性が認められない施設については、早期に使用中止等の措置を図り、被害の発生・拡大防止に努めるとともに、用途廃止も検討します。

用途廃止を行った公共施設等は、速やかな転用を図ることで、有効活用を図ります。また、同時に利用見込みの低い公共施設等については、建物の除却の検討、実施を行います。

(4) 耐震化の実施方針

新耐震基準以前に建設した公共建築物を対象として、耐震診断及び耐震化を実施してきました。

災害応急活動に必要な施設や多数の者が利用する施設等、特に耐震安全性の確保が必要な施設を整備（更新）する際は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」等を参考に、より高い耐震性能の確保を検討します。

道路や橋りょう等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、優先的な耐震化その他必要な対策を推進します。なお、インフラは施設類型ごとに形状や構造が異なるため、具体的な方針は個別施設管理計画に定めるものとします。

(5) 長寿命化の実施方針

当市では国の「インフラ長寿命化基本計画」及び各省庁の個別計画に基づく長寿命化を推進し、公共施設等の有効活用を図るとともに、維持管理・更新等に要する財政負担の軽減を図ります。

そのため、点検・診断等の結果を活用し、これまでの劣化・損傷等が顕著となった段階で実施する事後保全から、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型管理を実施、長寿命化を図ります。

長寿命化工事を行う際は、できる限り旧耐震基準の建物の耐震補強工事に合わせ実施するとともに、建物に付属する電気設備、機械設備、屋根、外壁等、部位ごとの点検等調査結果を基に、それぞれ最適な改修時期を選定し、工事を実施します。

また、長寿命化計画の対象ではない修繕工事や更新工事の実施にあたっても、長寿命化の観点から工法・設備の選定を図るように努めます。

(6) 総合や廃止の推進方針

将来の人口動態・構成等を踏まえ、行政需要の変化を想定し、施設の総量の最適化を推進します。施設の利用度、立地条件、維持管理コスト等を勘案して、統廃合、再配置、他用途への転換、多機能・複合化を推進します。また、広域連携を進め、広域の観点からも必要な公共施設等の総量を検討していきます。

耐用年数を経過した建物や用途のない建物については、売却や処分を検討し、将来的な市民ニーズに対応した最適な施設規模を目指します。

施設の統廃合や廃止等により、市民の利便性の低下を伴うものについては、十分な合意形成を図りながら実施していきます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくために、職員全員がその意義を理解し、意識をもって、取り組む必要があることから、全職員を対象とした講演会や公共施設等の適切な管理や有効活用等についての研修会、技術研修を検討します。

② 組織体制の整備

適切な公共施設等マネジメントを行うため、財政、管財、施設所管課等と連携し、基本方針の実現に向けた調整、個別事業計画の策定、進行管理等を行う庁内横断的な組織体制を構築します。

また、公共施設等マネジメントの推進には、すべての公共施設の情報を一元的に管理し、全庁的に共有化を図る必要があります。このため、固定資産台帳等の公会計制度の活用を踏まえ、公共施設の基本情報及び維持管理や運営状況に関する情報の連携、データベース化を図ります。

③ 民間事業者等の活用

民間事業者等の資金や経営能力及び技術的能力を活かすため、PFI（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や能力を活用し、行う手法）や指定管理者制度等の事業手法の導入や事業特性に応じた入札契約方式の選択・運営等（包括契約、長期契約等）を推進します。

民間事業者等の参入を促すため、公共施設等に関する情報については必要に応じて公開します。

④ 市民・地域との協働

公共施設の総量削減、適正配置及びそれらに伴う市民サービスの維持、向上に向けては、市民と行政との共通認識に基づく相互理解が不可欠であり、議会・市民に対しては、随時情報・意見交換を行い、市全体での認識の共通化を図ります。

⑤ 自治体間連携

近隣自治体や県との連携により、引き続き効率的な管理を推進するとともに、広域化や管理代行、事務の共同処理、業務の共同発注、国や県からの技術職の派遣等、新たな連携方策を検討します。

第5節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 行政系施設

行政系施設は、当市の行政事務を行うとともに、市民に必要な行政サービスを提供する場所として設置しています。

なお、「施設一覧」の「構造」欄は次の略称を使用しています。

※構造の表記について

W 造：木造 · RC 造：鉄筋コンクリート造 · SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 · S 造：鉄骨造
RS 造：1階がRC造、2階がS造のような混合構造 · CB 造：コンクリートブロック造 · LS 造：軽量鉄骨造

(1) 施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
市役所庁舎	5,959	1968～1981	RC造・S造・W造
東庁舎	526	1966～1994	RC造・S造・W造
第2東庁舎	182	1965・1975	CB造・W造
旧庁舎跡	493	1952・1994	S造・W造
水防倉庫 3施設	108	1985～2003	W造・CB造
消防団格納庫 17施設	723	1988～2008	S造・W造・CB造

(2) 主な施設の概要

① 市役所庁舎



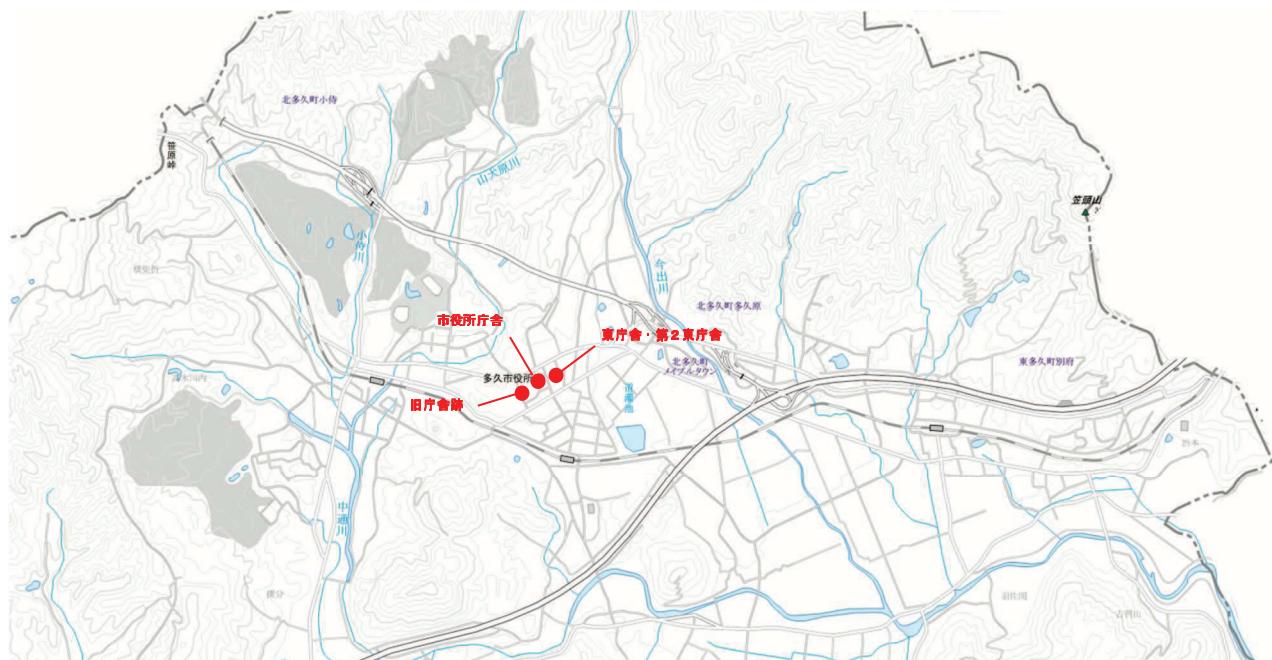
市役所庁舎は1974年（昭和49年）に建設され、築後約42年経過した施設です。延床面積は5,838m²となっており、敷地内には倉庫50m²及び適応支援教室（恕ルーム）71m²が併設されています。倉庫を除き旧耐震基準に基づく建物になっています。市役所庁舎は平成19年に耐震診断が実施され、耐震性に問題がないとの結果が出ています。

また、東庁舎は1966年（昭和41年）築で築後約50年、第2東庁舎は1965年（昭和40年）築で築後約51年経過し、いずれも旧耐震基準に基づく建物となっています。

② その他行政系施設

市役所庁舎を除くその他の行政系施設は20施設で、水防倉庫、消防団格納庫となっています。いずれも新耐震基準に基づく建物となっています。

（3）施設の配置状況



（4）今後の基本的な方針

施設の機能や社会的な役割を考慮し、特に建物の安全性を重視すべき施設として、予防保全型対策に転換し、今後も適正に維持管理・運営していきます。

2 学校教育系施設

学校教育系施設は、小中学校3校、学校給食センター及びスクールバス事務所となっています。

平成25年度に市内全学校において、小中一貫校を同時開校させており、小中教職員の連携・協働力を生かし、着実に教育改革・成果を積み上げています。また、学校給食センターは、市内の小中学校の一括給食調理業務を行う目的で設置しています。

小中学校の校舎、体育館で旧耐震基準に基づく施設は、東原庠舍東部校の教室棟、東原庠舍西渓校の管理棟と東体育館ですが、当該施設は2006年（平成18年）に耐震診断が実施され、耐震補強が必要と診断された東原庠舍東部校の教室棟と東原庠舍西渓校の管理棟は2007年（平成19年）に耐震改修工事が実施されています。

（1）施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
東原庠舍東部校	7,470	1978～2013	RC造・S造・CB造
東原庠舍中央校	18,360	1982～2013	RC造・S造・CB造・W造
東原庠舍西渓校	11,693	1969～2013	RC造・S造・CB造・W造
学校給食センター	1,117	1997	RC造
スクールバス事務所	30	2013	S造

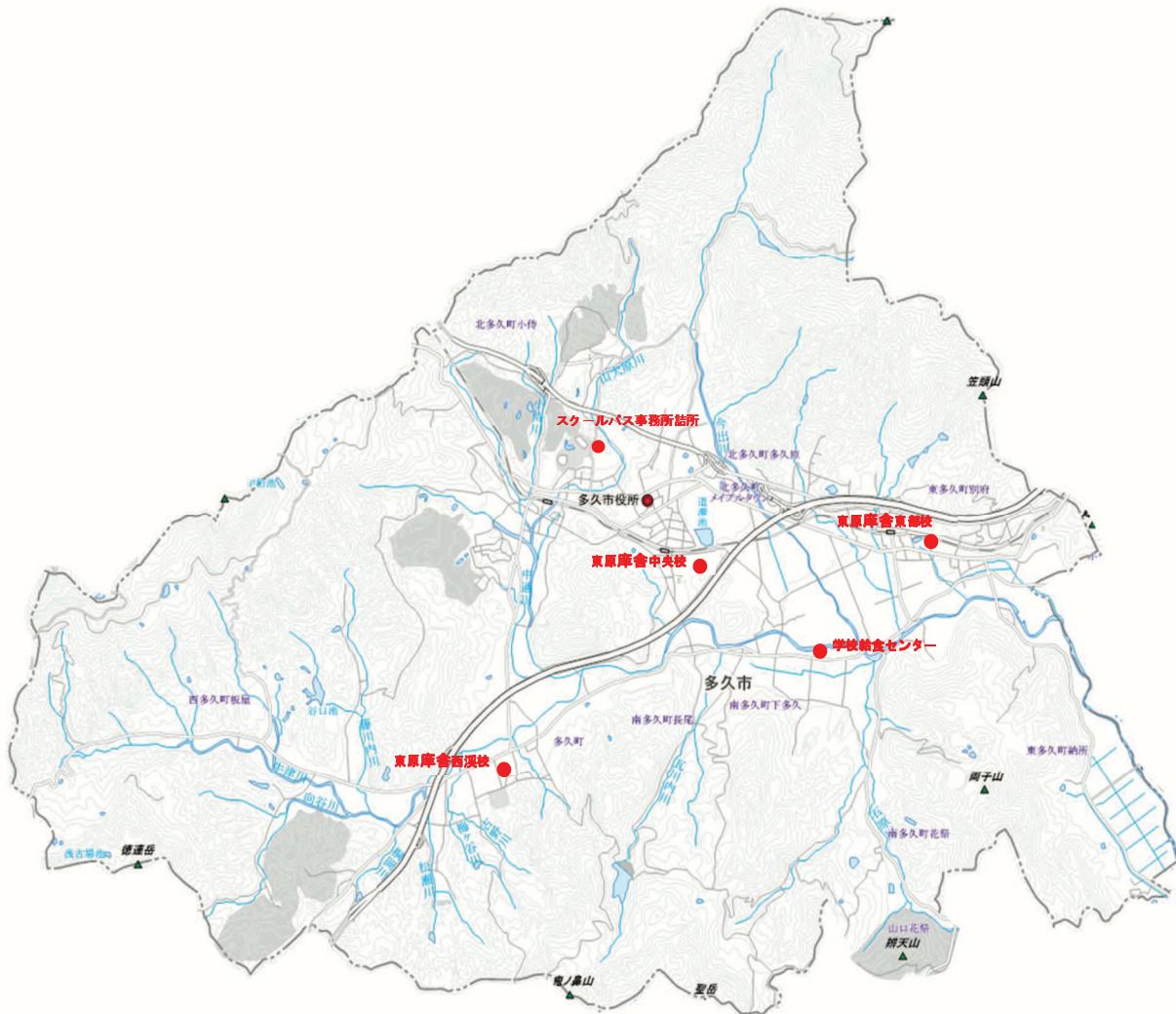


東原庠舍中央校



学校給食センター

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

3校の小中学校は、平成29年4月から「義務教育学校」に移行します。

建築年度に応じて、耐震診断、耐震改修工事を行っています。今後の施設の安全性については、定期的な調査を実施し、必要に応じて計画的な修繕、改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、閉校した小中学校跡の利活用は、第4次多久市総合計画に基づき進めています。

旧南部小学校は、公募により社会福祉法人へ校舎を譲渡、旧納所小学校は、地域交流センターとして整備しました。旧西部小学校は、平成27年度に校舎を解体し、多目的グラウンドとして整備します。旧北部小学校の北棟は平成28年度に解体し、南棟は児童センターに改修、子育て支援の拠点として活用します。旧緑が丘小学校の校舎は解体し、弓道場を整備、体育館は武道場に改修予定としています。なお、それぞれの体育館は、社会体育館として引き続き利用しています。

3 公営住宅

公営住宅は9施設で、管理戸数は308戸、総延床面積は22,206m²です。市民一人当たり（平成28年1月時点）の延床面積にすると1.11m²となっています。

旧耐震基準に基づく公営住宅に耐震診断は実施していません。

（1）施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造	管理戸数
中多久駅前改良住宅	3,248	1990・1991	RC造	46
池の平住宅	1,101	1967～1972	CB造	33
別府団地	4,673	1982～1984	RC造	72
砂原団地	3,013	1977・1978	RC造	48
高木川内住宅	59	1973	CB造・W造	1
鳥居原団地	462	1974～1979	CB造 RC造	6
東多久駅前団地	2,636	1994	RC造	32
梅木団地	3,985	1997・1998	RC造・W造	50
多久ステーション南ハイツ	3,029	2007	RC造	20

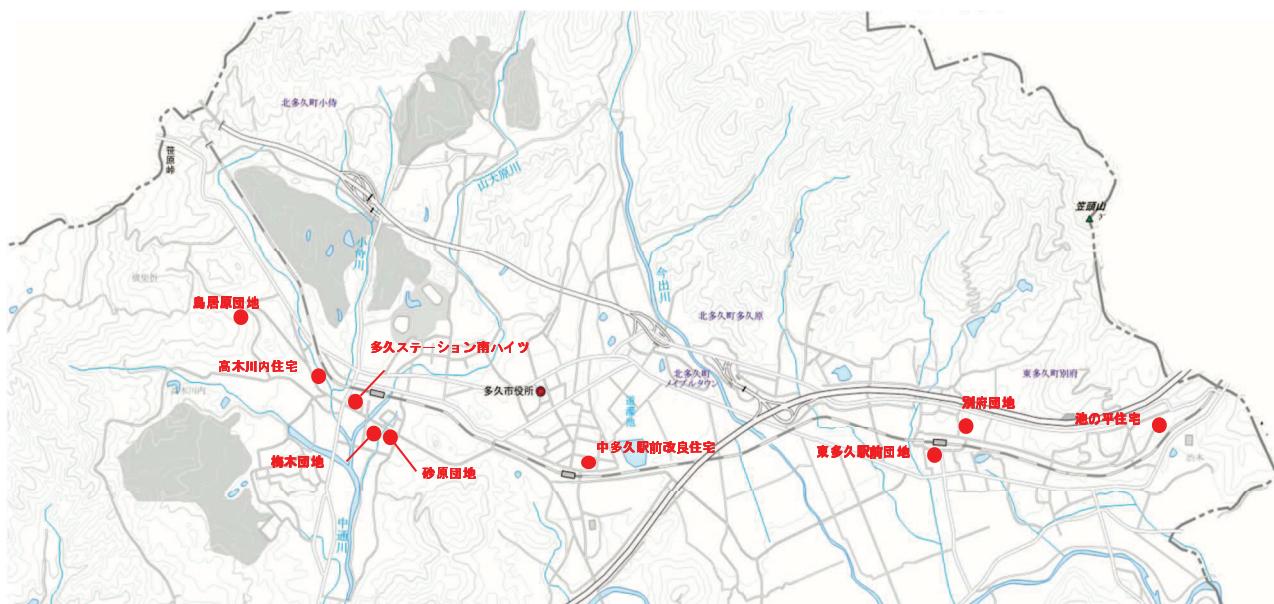


梅木団地



多久ステーション南ハイツ

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

当市では、平成27年度国勢調査人口は20,000人を下回り、今後も減少が予測されます。そのため、今後の人団地減少や住宅の地域配分を踏まえたうえで適切な必要戸数を見込み、集約化を進めています。また、当面、維持することとなる市営住宅は、計画的かつ効率的な改修工事を行い、耐用年限まで利用することを目指します。また、少子・高齢化社会の一層の進展も予測されていることから、市営住宅のバリアフリー化対策も検討していきます。

なお、集約化後に未利用となる施設については、施設を除却したうえで、跡地の利活用及び売却等を検討していきます。

4 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 概要

① スポーツ施設

スポーツ・レクリエーション系施設のうち、スポーツ施設は12施設で、総延床面積10,143m²となっています。

旧耐震基準に基づく施設のうち、柔道場及び工芸場を除く施設は、耐震診断が実施されており、診断結果に基づき、東多久社会体育館は、耐震改修工事も実施されています。



西多久社会体育館



体育センター

② レクリエーション・観光施設

スポーツ・レクリエーション系施設のうち、レクリエーション・観光施設は6施設で、総延床面積18,925.9m²となっています。

レクリエーション・観光施設はいずれも新耐震基準に基づく建物となっています。



物産館



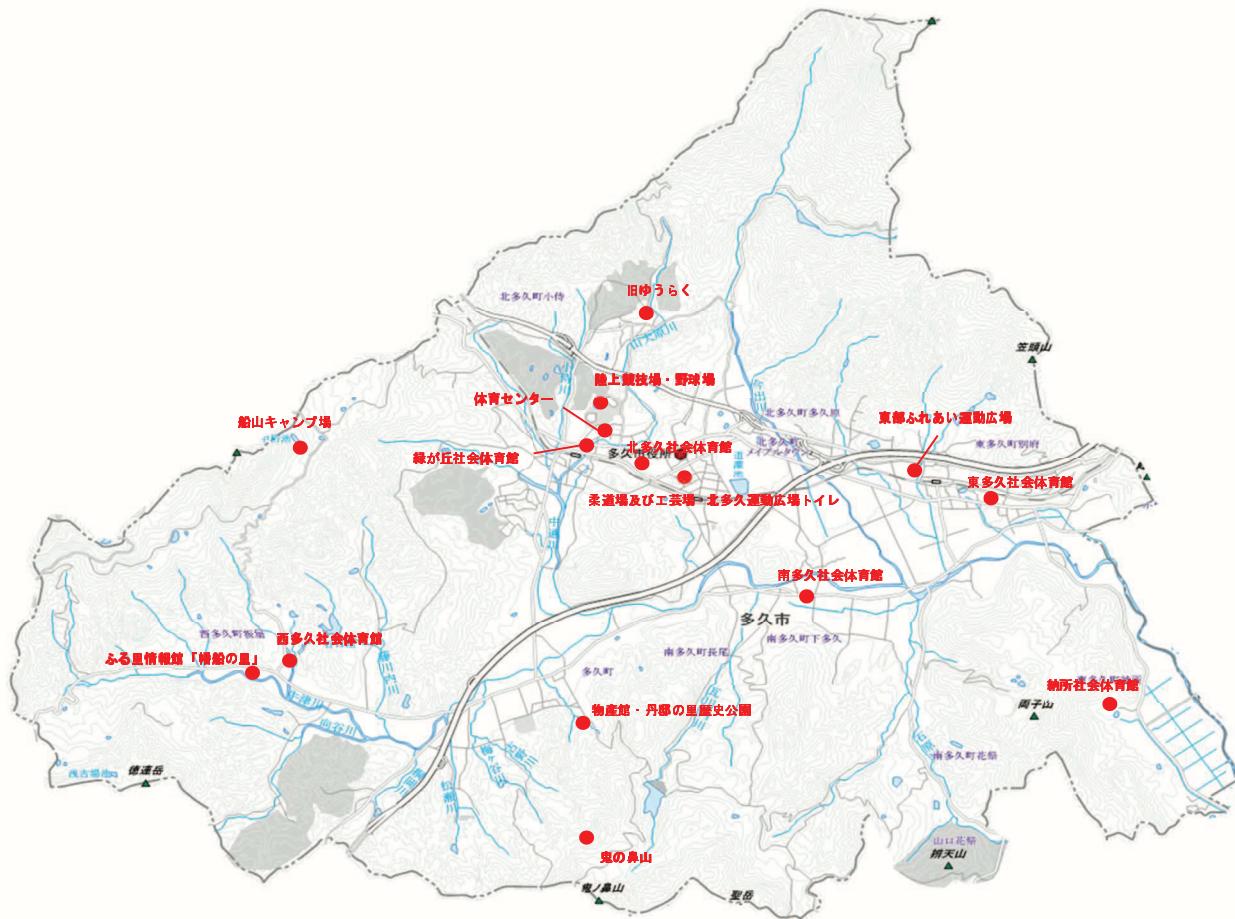
幡船の里

(2) 施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
東多久社会体育館	802	1972	S 造
納所社会体育館	645	1973・1977	S 造・W 造
南多久社会体育館	1,302	1993	RC 造
西多久社会体育館	746	1979	S 造
緑が丘社会体育館	1,493	1990・1997	RC 造・W 造
北多久社会体育館	1,964	2007	RC 造
体育センター	1,876	1973・2004	S 造
陸上競技場	386	1973・2002	RC 造
野球場	514	1979・2003	RC 造
北多久運動広場トイレ	52	1992・2010	RC 造・CB 造
船山キャンプ場	89	1986・1987	CB 造・W 造
東部ふれあい運動広場	31	1999	W 造
柔道場及び工芸場	332	1960	CB 造
物産館	550	1993・1999	S 造・W 造
ふるさと情報館「幡船の里」	170	2001	W 造
鬼の鼻山	203	1984	CB 造・W 造
丹邸の里歴史公園	137	1989～1991	W 造
旧ゆうらく	17,7767	2012	RC 造・S 造・CB 造・W 造

※「旧ゆうらく」の竣工年度は取得年度を記載

(3) 施設の配置状況



(4) 今後の基本的な方針

スポーツ施設のうち、6施設は、閉校した小学校の体育館を社会体育館として利用しています。これらの施設のうち、旧耐震基準に基づく施設は、耐震診断を実施し、診断結果に応じて耐震改修工事も実施しています。スポーツ施設は、北多久社会体育館を除き、築後20年以上経過しており、計画期間内に施設の更新費が必要となってくることから、計画的な改修、修繕を実施しながら、施設の長寿命化を図っていきます。

レクリエーション系施設のうち、「旧ゆうらく」については、平成28年度に運営事業者が決定し、今後は、宿泊施設を併設する温泉保養施設として平成29年内の開業を目指して準備を進めています。

5 市民文化系施設

市民文化系施設は10施設で、総延床面積は10,314m²です。

中央公民館、西多久公民館、北多久公民館、納所交流センター及び鳥居原教育集会所が旧耐震基準に基づく建物となっています。このうち、中央公民館は耐震診断を実施し、耐震性に問題はないとの判断しています。

(1) 施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
中央公民館	2,784	1981・1991	RC造
東多久公民館	744	2008	S造・CB造
南多久公民館	647	2005	S造・W造
多久公民館	656	2003	S造・W造
西多久公民館	894	1967～2005	S造・W造
北多久公民館	491	1978	W造
東多久交流プラザ	94	2001	W造
まちづくり交流センター	1,605	2014	RC造
納所交流センター	2,108	1972・1980	RC造・W造
寒鶯亭	291	1992	RC造・W造

※「寒鶯亭」の竣工年度は改修年度を記載

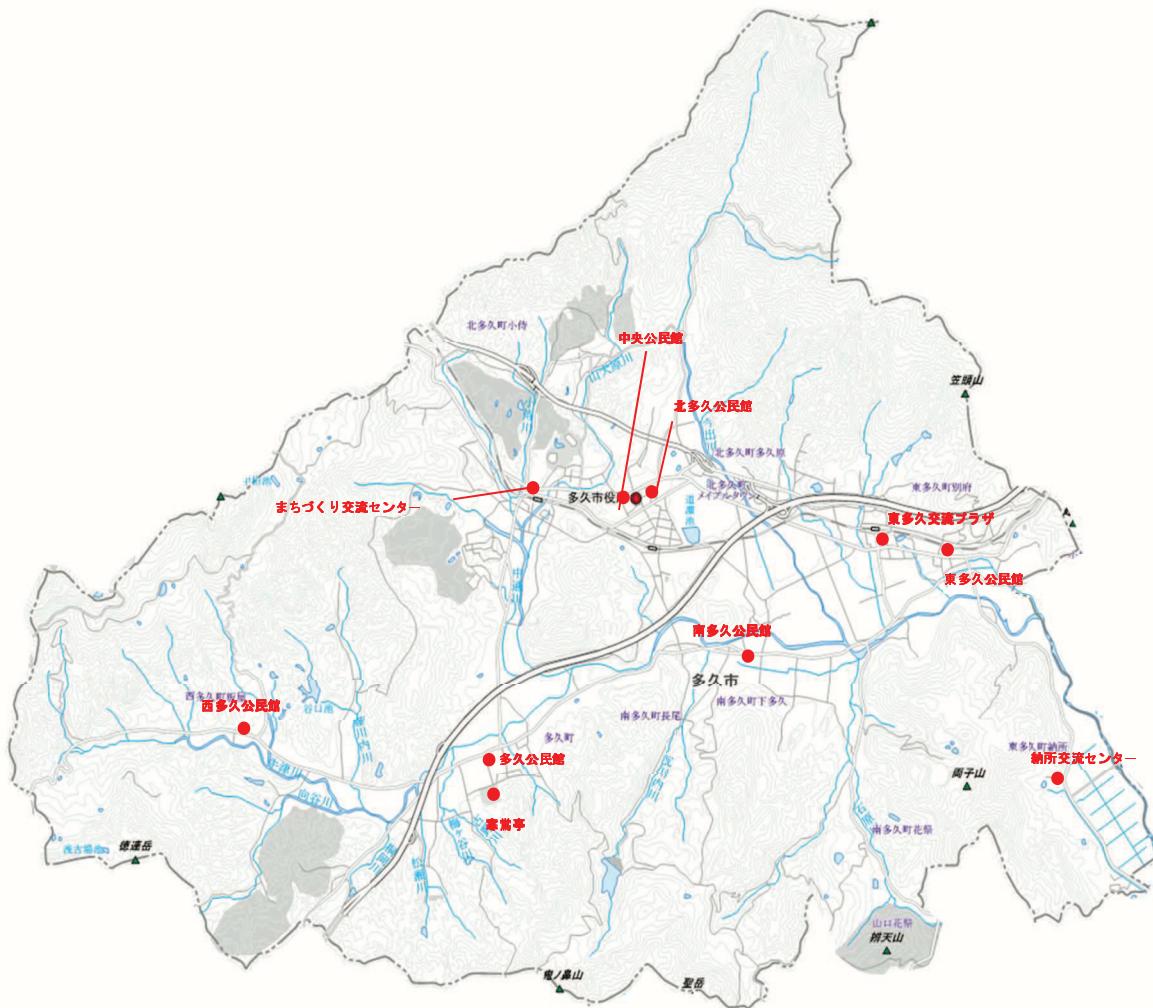


中央公民館



まちづくり交流センター

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

市民文化系施設のうち、西多久公民館の一部、納所交流センター及び北多久公民館が旧耐震基準に基づく施設となっていますが、旧納所小学校の校舎を利活用している納所交流センターのみ耐震診断及び耐震改修工事も実施しています。

東多久公民館、南多久公民館及び多久公民館は比較的築年が新しい施設ですが、その他の施設は、施設の老朽化に伴い、更新、改修が必要となってきます。定期的な調査を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、安全性、稼働率、類似施設の分布状況などを勘案して、施設の統廃合、集約化、他施設への機能移転等も検討していきます。

6 子育て支援施設

子育て支援施設は3施設（総延床面積：11,207m²）で、うち2施設は閉校した小学校を転用したものです。

（1）施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
旧東部小学校（児童クラブ）	3,698	1984～1986	S造・RC造
東原庠舎中央校（児童クラブ）	591	2013	S造
児童センター	6,918	1990	RC造

※旧東部小学校（児童クラブ）の延床面積には未利用分も含む

※児童センターの延床面積は旧北部小学校校舎全体の面積を表記

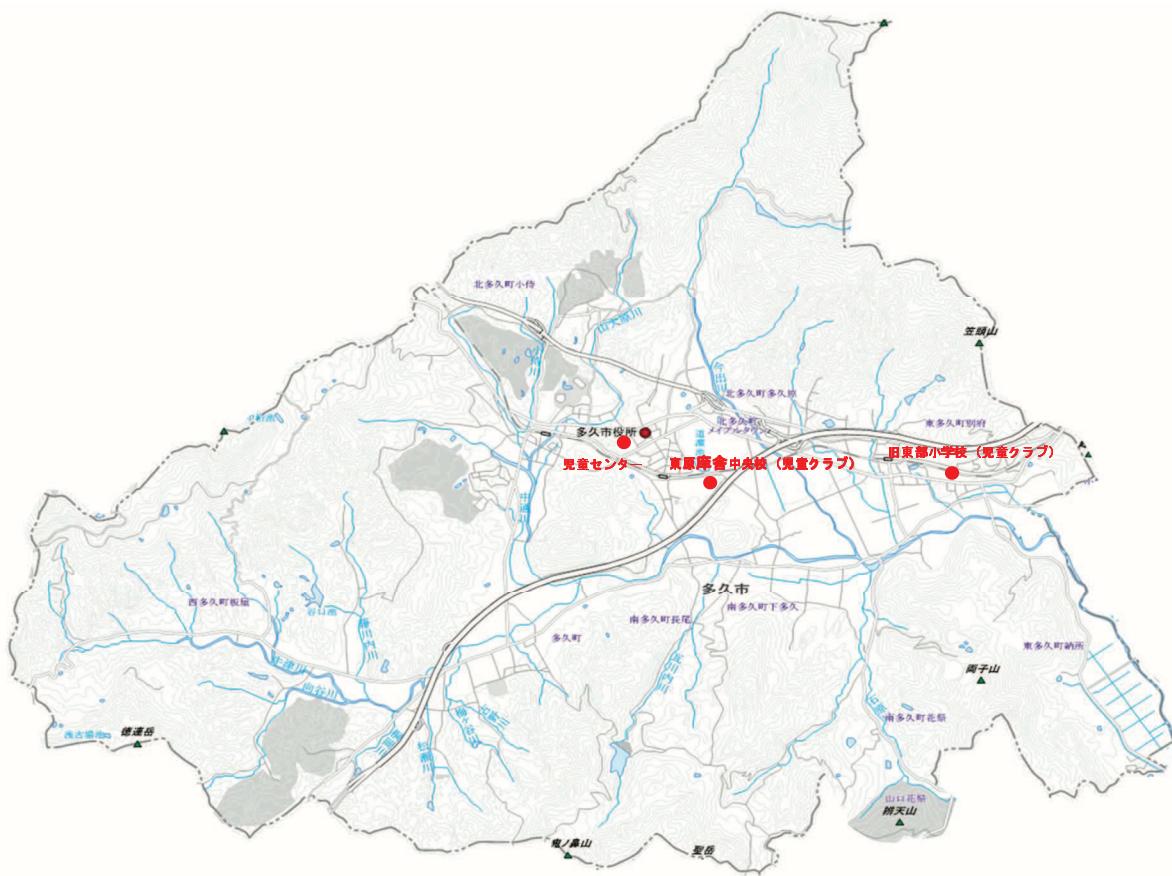


旧東部小学校



児童センター

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

子育て支援施設のうち、2施設は閉校した小学校の校舎を転用した施設となっています。旧東部小学校は放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブとして利用しています。また、旧北部小学校の校舎は子育て支援の拠点とすべく、分散していた児童福祉施設を集約して、新たに児童センターとして利用します。

これらの施設は、新耐震基準に基づく施設ですが、計画期間内に更新を迎えることから、計画的な改修、修繕を実施しながら、施設の長寿命化を図っていきます。

7 保健・福祉系施設

保健・福祉施設は4施設で、総延床面積は2,327m²です。

老人福祉センターのみが旧耐震基準に基づく施設ですが、耐震診断を実施していません。

(1) 施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
社会福祉会館	894	1989・1995	RC造・S造
老人福祉センター	685	1979・2000	RC造・W造
保健センター	733	1985～2007	RC造・CB造
保健センター南側倉庫	15	1989	CB造

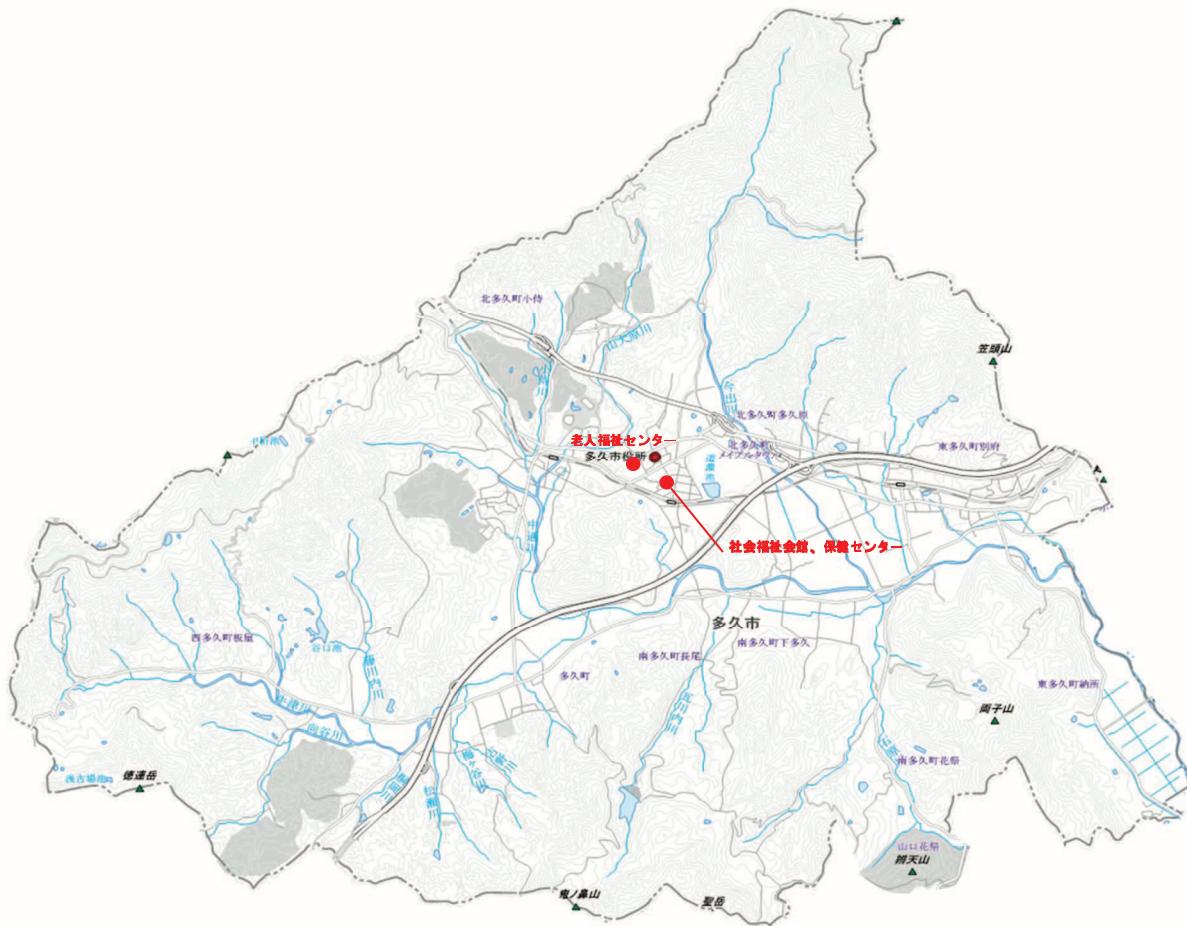


社会福祉会館



老人福祉センター

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

保健・福祉施設は老人福祉センターが旧耐震基準に基づく建物ですが、耐震診断は実施していません。老人福祉センターは、平成29年中に開館予定の「ゆうらく（温泉保養宿泊施設）」内に、その機能を移転し、その用途を廃止する予定です。その後、現施設跡地の効率利用を検討します。

また、新耐震基準に基づく施設も相応の築年が経過していることから、今後は老朽化に伴う不具合等が生じることが予想されます。定期的な点検・調査、計画的な修繕、改修を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

8 社会教育系施設

社会教育系施設は、9施設となっており、総延床面積は3,435.00m²です。

茶園原遺跡倉庫が旧耐震基準に基づく建物となっていますが、現在未利用で、耐震診断も実施していません。

(1) 施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
東原庠舎	844	1991	W造
同和教育集会所	146	1985	RC造
鳥居原教育集会所	146	1976	W造
聖廟	332	1984～1995	CB造・W造
聖廟展示館	100	1984	RC造
文化財発掘事務所	201	1999	LS造
茶園原遺跡倉庫	525	1977・1979	S造・CB造・W造
くど造り民家森家・川打家住宅	184	1998・2000	W造
郷土資料館・歴史民俗資料館・先覚者資料館	957	1981・1984	RC造・CB造

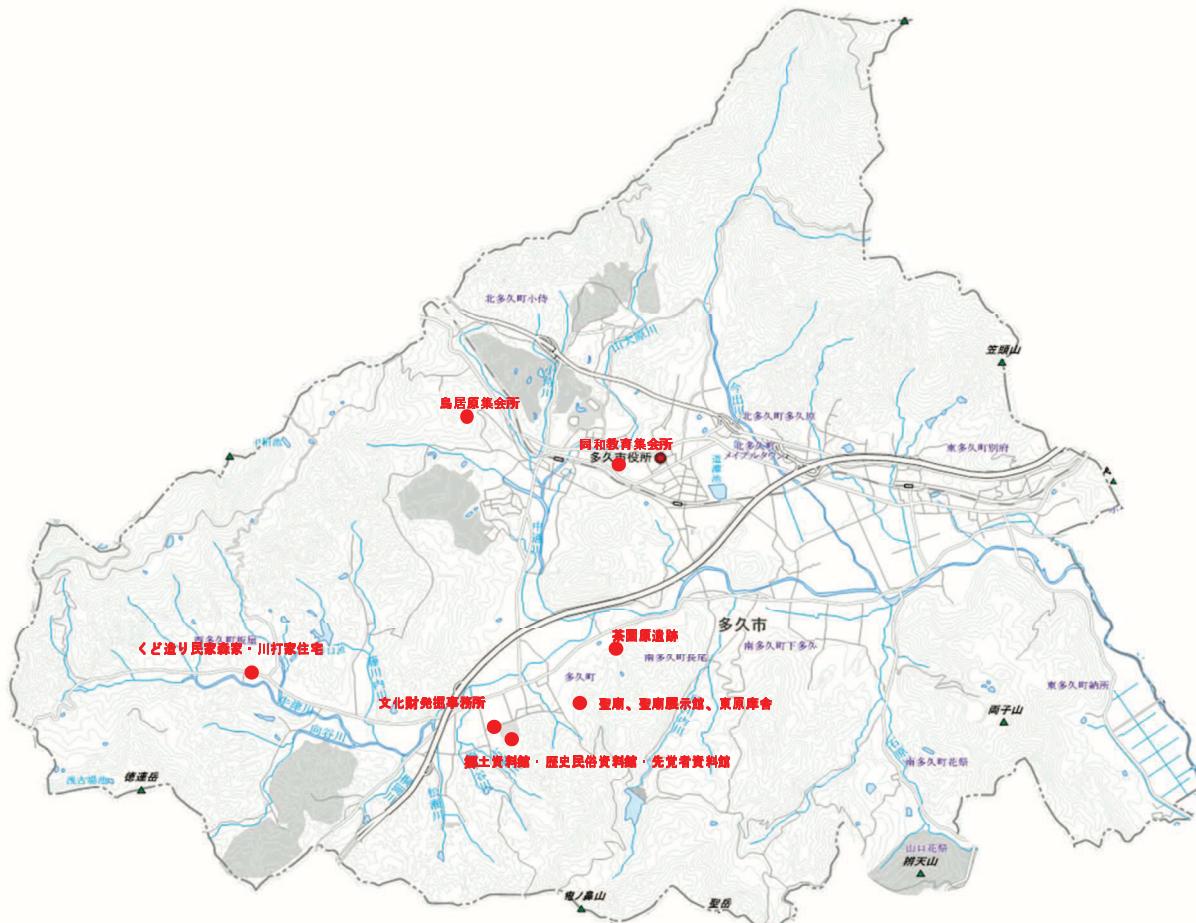


聖廟



郷土資料館

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

社会教育系施設は、当市の文化遺産に関連する施設が多くなっています。学校教育や地域づくり、観光分野において地域資源の積極的な活用やふるさと文化の創造、多久学の推進を進めていくためにも重要な施設となっています。

これらの施設は、茶園原遺跡の倉庫が旧耐震基準に基づく建物である以外はいずれも新耐震基準に基づく建物となっていますが、老朽化に伴う不具合等が生じることが予想されますので、定期的な点検・調査、計画的な修繕、改修を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

9 病院施設

(1) 施設の状況

病院施設は、市立病院の1施設となっており、総延床面積は6,883.00m²です。

市立病院は耐震診断基準を満たしている建物となっています。

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
市立病院	6,883	1977～1993	SRC造・RC造・S造・W造



市立病院

(2) 事業の状況

病院事業は、公営企業会計を採用しています。公営企業会計では、営業活動に必要な収支である「収益的収支」と、施設の改良や企業債の返済に必要な収支である「資本的収支」を分けて経理処理します。「資本的収支」の赤字（不足額）となった場合でも、「収益的収支」の黒字と現金支出を伴わない減価償却費等の、いわゆる内部留保資金で補填されていれば問題ありません。

収益的収入及び支出の概要（平成27年度）

区分	項目	区分合計 (百万円)
収入	病院事業収益	1,658
支出	病院事業費用	1,628
収入・支出差引		30

※収入、支出ともに消費税及び地方消費税を含む 資料：平成27年度 病院事業会計決算書

資本的収入及び支出の概要（平成27年度）

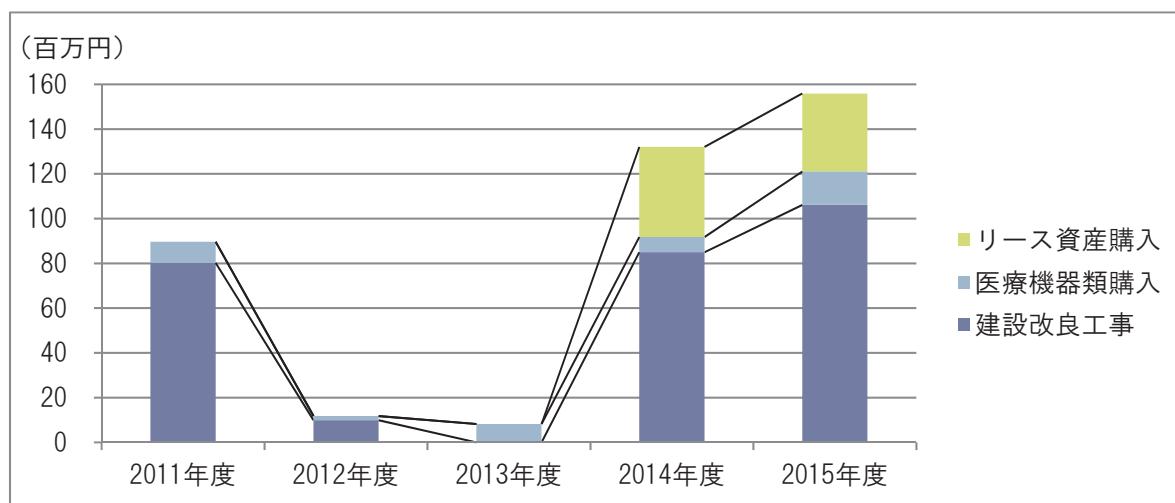
区分	項目	項目合計 (百万円)	区分合計 (百万円)
収入	企業債	109	132
	補助金	14	
	固定資産売却代金	9	
支出	建設改良費	168	172
	企業債償還金	4	
収入・支出差引（△不足額）			△40
不足額の補填	消費税等資本的収支調整額	12	40
	過年度分損益勘定留保資金	28	

※収入、支出ともに消費税及び地方消費税を含む

資料：平成27年度 病院事業会計決算書

（3）建設費の状況

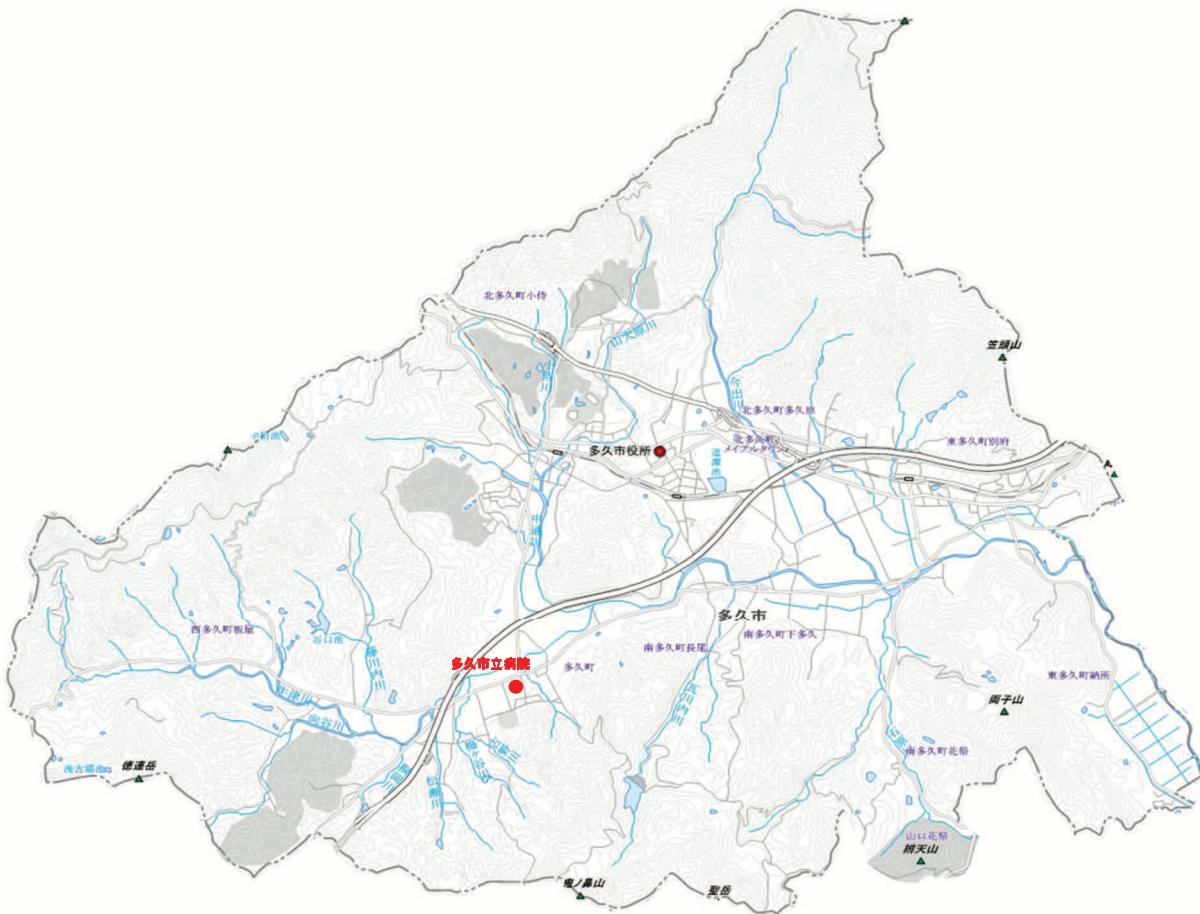
病院事業の建設費の推移は次のとおりです。2014年度（平成26年度）は、主に市立病院病棟及び診療棟外部改修工事約0.8億円により、2015年度（平成27年度）は、主に市立病院空調設備改修工事約1.1億円により、建設費が増加しました。

病院事業の建設費の推移

※収入、支出ともに消費税及び地方消費税を除く

資料：各年度 病院事業会計決算書

(4) 施設の配置状況



(5) 今後の基本的な方針

近年の高齢化の進行や生活習慣病の増加等により、受診者、救急患者が増加していることから、地域住民の健康保持に必要な質の高い医療を提供するため、市立病院の機能強化、設備の充実化を進めています。

また、市立病院の病棟は、1977年（昭和52年）築で、耐震診断基準を満たしている施設ですが、築後39年経過し、建て替え時期を迎えています。さらに、消防法の改正により、2025年（平成37年）6月までにスプリンクラー設置も義務付けられています。今後は、「多久・小城地区自治体病院再編・ネットワーク研究会による「小城市民病院との統合による新たな病院の設立が最も望ましい選択肢である」との報告を踏まえ、検討を進めます。

10 供給処理施設

供給処理施設は4施設となっており、総延床面積は3,848m²です。

清掃センターの車庫等、一部の施設のみ旧耐震基準に基づきますが、その他の施設は全て新耐震基準に基づく施設となっています。

(1) 施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
清掃センター	1,235	1976～2005	RC造・CB造・W造
コミュニティ・プラント	164	1998	RC造
納所地区浄化センター	649	2004	RC造
多久みず環境保全センター	1,800	2006～2014	RC造

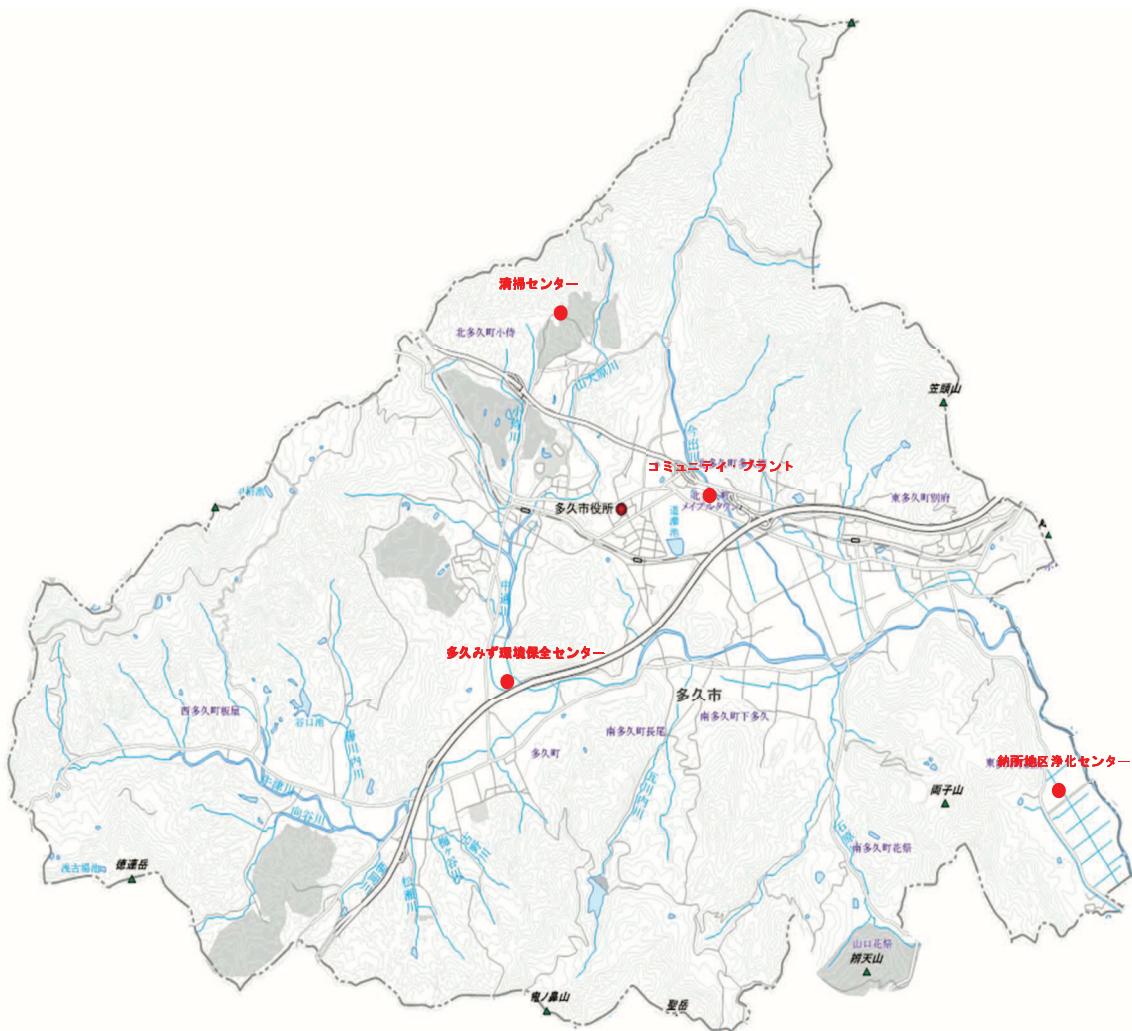


コミュニティ・プラント



多久みず環境保全センター

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

清掃センターは車庫等、一部の施設が旧耐震基準に基づきますが、ピット棟、送風機室は2001年（平成13年）、ごみ処理棟、資源物貯留棟は2005年（平成17年）といずれも新耐震基準に基づく施設となっています。

平成32年には、現センター近隣に、小城市と共同で建設する「広域クリーンセンター」の運用を開始予定としています。このため、新センター運用後、現施設の除却を行い、跡地の効率利用を検討します。

また、その他の施設についても、築後20年を超えるような施設はありませんが、今後は老朽化に伴う不具合等が生じることが予想されます。定期的な点検・調査、計画的な清掃、修繕、改修を実施し、施設の長寿命化とともに給水・処理の安定化及び事故防止に努めます。

1.1 公園施設

公園の施設は8施設となっており、公園内にあるトイレ、事務所、休憩所及び管理棟等です。

中央公園内の管理棟一棟のみ旧耐震基準に基づく施設となっています。

(1) 施設一覧

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
中央公園	157	1978・1988	CB造
多久駅南公園トイレ	14	2008	RC造
今出川ふるさと公園トイレ	23	1994	W造
岩屋山桜公園	65	1990・1991	W造・PC造
納所フルーツの森トイレ	29	2008	コンクリート造
宝満山公園トイレ	20	2003	W造
西渓公園駐車場トイレ	17	1997	LS造
東部公園トイレ	9	1972	RC造

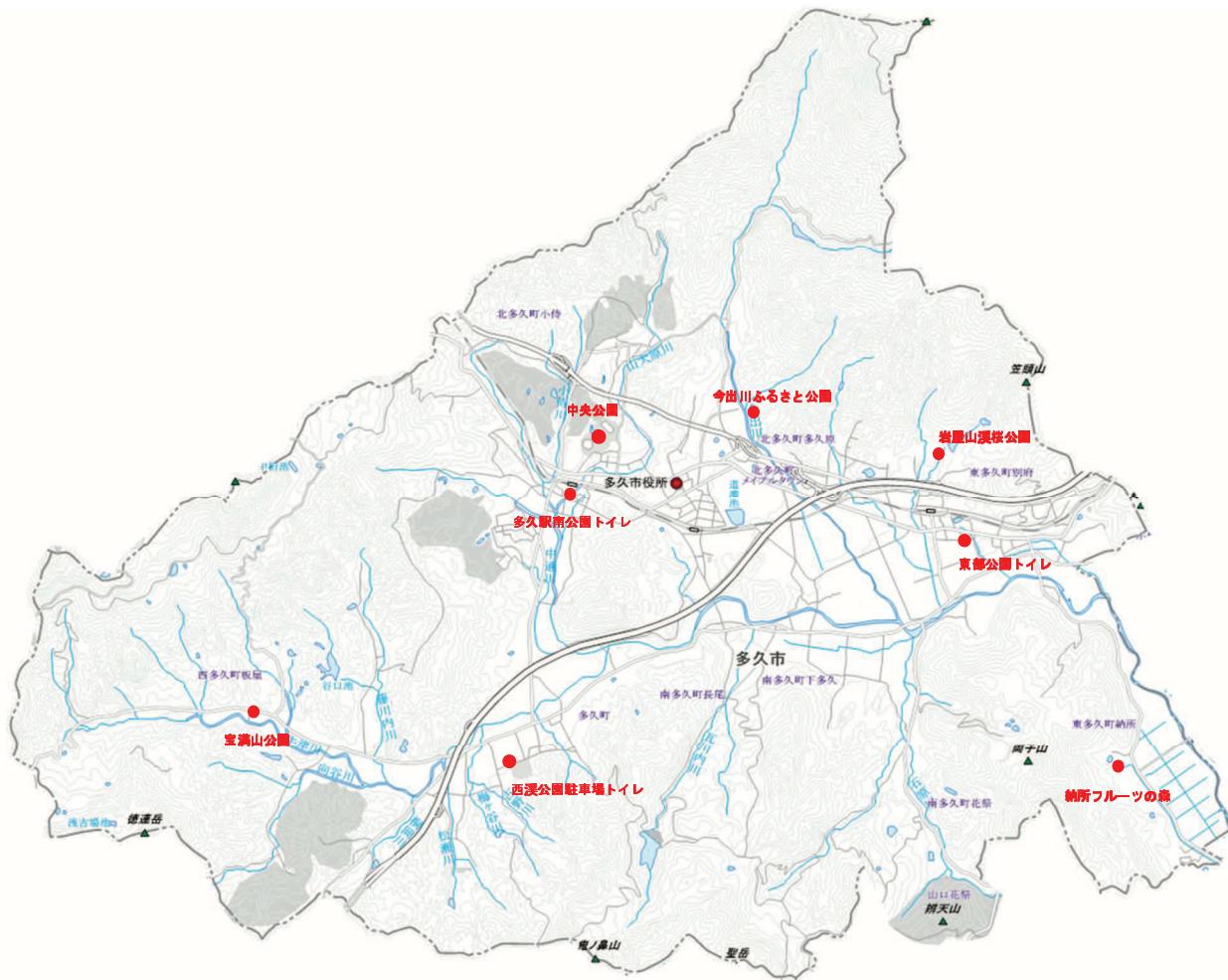


中央公園（管理事務所）



宝満山公園トイレ

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

公園施設の多くはトイレ、休憩所等で、中央公園の管理棟が築後約38年経過していますが、その他の施設は、築後約8~32年程度経過している状況にあります。

施設の老朽化や利用状況を踏まえて、大規模改修や更新の検討及び修繕を行っていきます。また、社会情勢の変化、利用者のニーズ等の変化等を踏まえ、その都度必要な規模・機能について検討するとともに、使用頻度が低い施設については、除却等の見直しも必要に応じて検討します。

12 その他

(1) 施設一覧

他の施設は7施設となっており、旧南渓分校、旧労働会館を除く施設は新耐震基準に基づく施設となっています。

施設名	延床面積 (m ²)	竣工年度	構造
東多久駅トイレ	36	1999	RC 造
中多久駅トイレ	27	2004	RC 造
多久駅自由通路	370	2008	S 造
旧南渓分校	244	1979・1994	CB 造・W 造
旧緑が丘小学校	4,162	1977～2003	RC 造・S 造・CB 造
旧労働会館	146	1994	W 造
区画整理仮設住宅・倉庫	275	1999	LS 造

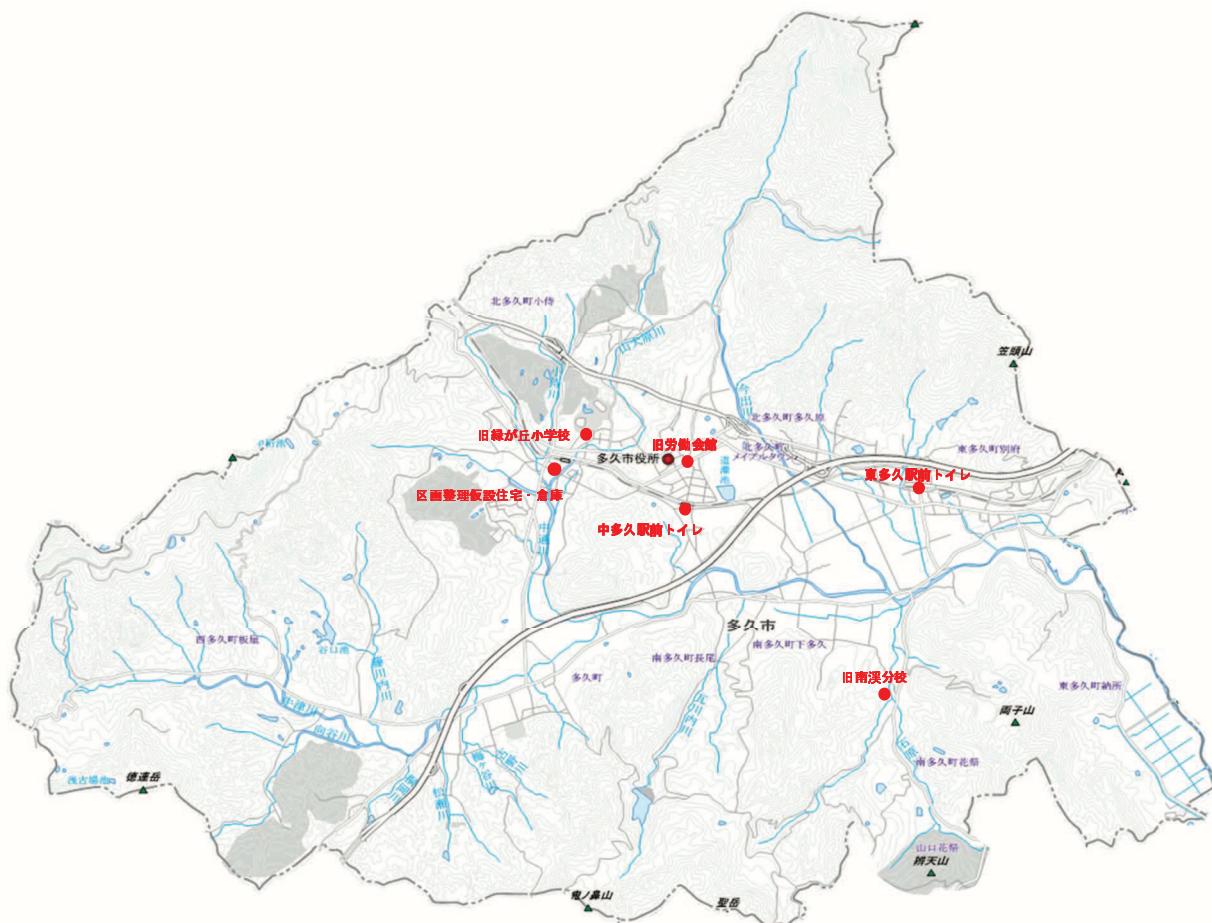


東多久駅トイレ



旧緑が丘小学校

(2) 施設の配置状況



(3) 今後の基本的な方針

その他施設については、公園施設と同様に、利用者のニーズ等の変化等を踏まえて、その都度必要な規模・機能について検討するとともに、使用頻度が低い施設については、除却等の見直しも必要に応じて検討します。

また、旧緑が丘小学校の校舎は解体し、弓道場を整備、体育館は武道場に改修予定としています。

13 インフラ施設

従来型の対処療法的な考え方から脱却し、予防保全の視点から、計画的な維持管理等を行うことにより、事業執行に係る資金需要や事務作業等の平準化を図っていきます。

災害時の復興において重要な拠点となるようなインフラ施設については、重要度を勘案し耐震化等の改修を優先して計画的に行っていくとともに必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定することとします。

(1) 道路・橋りょう

2016年（平成28年）3月に策定した「第4次多久市総合計画後期基本計画」に従って業務を執行していきます。「第4次多久市総合計画後期基本計画」における主要な施策は次のとおりです。

① 市道の維持管理および整備

道路パトロールの実施により市道の維持管理に努めながら、必要に応じ補修を行うことにより、道路の安全を確保します。道路整備については、現在の社会状況に応じた道路改良を計画的に進めます。交通危険箇所や通学路の安全対策については、関係機関と現地調査を実施し、対策が必要な箇所においては整備を行い、道路利用者の安全確保に努めます。

② 橋梁長寿命化事業の推進

当市が管理する道路橋及び横断歩道橋は、現在288橋あり、架設年次が不明な橋りょう133橋を除いた155橋のうち、建設後50年を経過した橋りょうは6橋で3.9%を占めます。また、30年を経過した橋りょうの割合は40.6%を占め、高齢化橋りょうが増加しています。このことから、「多久市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕及び架け替えを計画的に実施することにより、安全の確保とコストの縮減を図ります。また、橋りょうの定期点検が義務化されており、5年に1度の頻度で近接目視による点検を行い、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図ります。

(2) 上水道

当市では、2016年（平成28年）3月に「多久市水道事業中期経営計画」を策定、2017年3月には「経営戦略」として改訂しています。「経営戦略」は、「第4次多久市総合計画後期基本計画」を踏まえた上で、厚生労働省の策定した「新水道ビジョン」の主要課題である「強靭」「持続」「安全」の3つの課題において現状の分析を行い、今後の具体的な目標と実現方策を示すものです。

なお、上水道事業は公営企業会計を採用していますので、財政状態及び経営状況を明らかにしながら、計画的な施設更新、整備を図ります。

当市においては、将来にわたり「安全で安心できる良質な水の安定供給」を継続し、持続可能なものとするため、佐賀西部広域水道企業団の用水供給事業と水道事業の事業統合について検討を重ねた結果、「佐賀西部広域水道 事業統合推進協議会」への参加を決定し、関係自治体等で協議を進めています。

「第4次多久市総合計画後期基本計画」における主要な施策は次のとおりです。

① 老朽基幹施設の更新

老朽水道管の更新を計画的に行います。

② 水道運営基盤の強化

佐賀西部広域水道企業団の用水供給事業と水道事業統合に向け 協議を進めます。

事業の状況

上水道事業は公営企業会計を採用しています。公営企業会計では、営業活動に必要な収支である「収益的収支」と、施設の改良や企業債の返済に必要な収支である「資本的収支」を分けて経理処理します。「資本的収支」の赤字（不足額）となった場合でも、「収益的収支」の黒字と現金支出を伴わない減価償却費等の、いわゆる内部留保資金で補填されていれば問題ありません。

水需要の動向については給水人口の減少や節水型機器の普及により減少に歯止めがかかるない状況が続き、一方では老朽管等の更新事業による運営コストは増加が見込まれるため、経営環境は厳しい状況が続くと予測されます。

収益的収入及び支出の概要（平成27年度）

区分	項目	区分合計 (百万円)
収入	水道事業収益	601
支出	水道事業費用	564
収入・支出差引		37

資本的収入及び支出の概要（平成27年度）

区分	項目	項目合計 (百万円)	区分合計 (百万円)
収入	企業債	120	123
	負担金	3	
支出	建設改良費	130	267
	企業債償還金	137	
収入・支出差引(△不足額)			△144
不足額の補填	消費税等資本的収支調整額	10	144
	過年度分損益勘定留保資金	134	

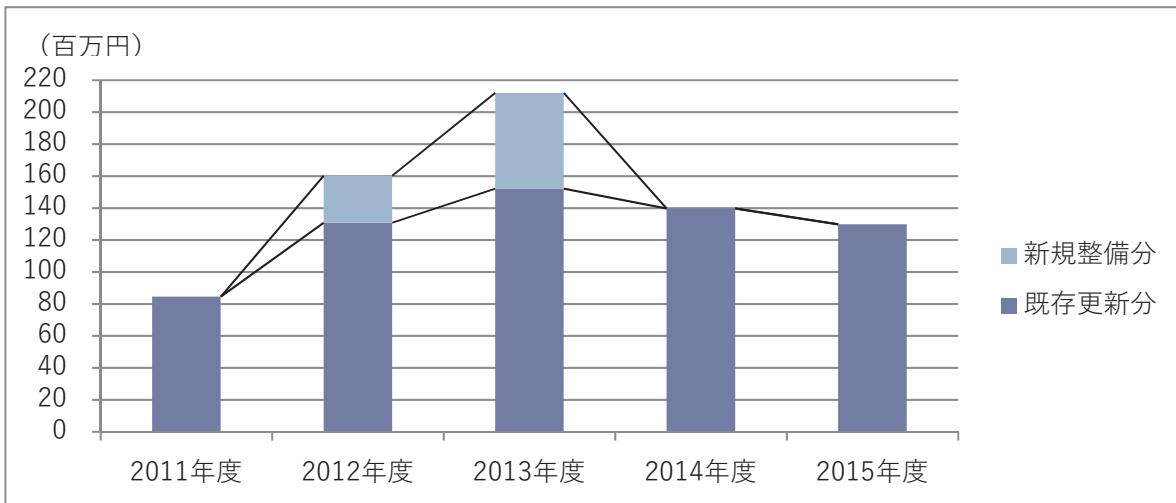
※収入、支出ともに消費税及び地方消費税を含む 資料：平成27年度 水道事業会計決算書

建設費の状況

上水道建設費の推移は次のとおりです。2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5ヵ年における既存更新分建設費は平均約1.3億円で、年度による大きな変動はありません。

2012年度（平成24年度）と2013年度（平成25年度）の新規整備工事により、普及率は98.7%から99.4%まで改善しています。

上水道建設費の推移



資料：水道課資料

（3）下水道

2016年（平成28年）3月に公表された「第4次多久市総合計画後期基本計画」、2017年3月に策定した「経営戦略」に従って業務を執行していきます。

平成27年度末の汚水処理人口普及率は、全国が89.9%、県が81.1%であるのに対し、当市では53.2%であり、普及率の一層の向上が求められています。多久市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、集合処理区域と個別処理区域を定め、集合処理区域においては早期完了に向け事業推進を図っています。また、個別処理区域においては、個人設置型の浄化槽設置補助を行い、水洗化の促進に取り組んでいます。今後も安全で快適な生活環境を維持するために必要な下水道等の整備促進を図っていくことが重要です。

下水道及び農業集落排水施設の利用区域外の地区については、補助金による合併浄化槽の普及に努め、公衆衛生・生活環境の向上を図ります。

「第4次多久市総合計画後期基本計画後期基本計画」における主要な施策は次のとおりです。

③ 下水道の整備推進

「多久市生活排水処理施設整備構想」に基づき作成された下水道事業計画に基づいて、下水道の整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

④ 生活排水処理の普及促進

戸別訪問説明や地区説明会等を開催し、市民の生活排水処理への理解を深め、汚水処理人口普及率の向上を目指します。

事業の状況

公共下水道事業及び農業集落排水事業は、特別会計として一般会計とは別に、独立した経理管理を行っています。

公共下水道事業においては、本来の財源である使用料及び手数料で下水道管理費のみ賄えており、一般会計等からの繰入金、国庫支出金、市債を財源として下水道布設工事を実施しています。

農業集落排水事業においては、農業集落排水管理費は本来の財源である使用料及び手数料のみでは賄えず、一般会計等からの繰入金で補っています。

公共下水道事業 歳入及び歳出の概要（平成27年度）

区分	項目	項目合計 (百万円)	区分合計 (百万円)
歳入	分担金及び負担金	20	413
	使用料及び手数料	56	
	国庫支出金	69	
	県支出金	2	
	繰入金	194	
	市債	72	
	その他	0	
歳出	下水道管理費	50	400
	下水道建設費	190	
	公債費	160	
収入・支出差引			13

資料：平成27年度 下水道事業会計決算書

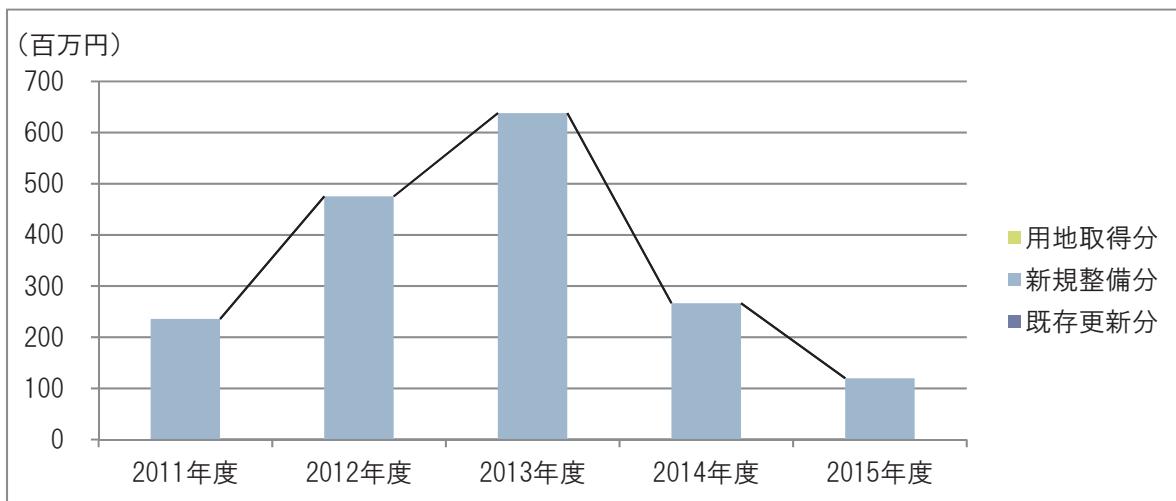
農業集落排水事業 歳入及び歳出の概要（平成27年度）

区分	項目	項目合計 (百万円)	区分合計 (百万円)
歳入	分担金及び負担金	0	58
	使用料及び手数料	12	
	繰入金	46	
	その他	0	
歳出	農業集落排水管理費	20	58
	公債費	38	
収入・支出差引			0

資料：平成27年度 農業集落排水事業会計決算書

建設費の状況

下水道建設費の推移は次のとおりです。新規整備分については、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5ヵ年の平均が約3.5億円で、年度により大きな増減があります。なお、当該5ヵ年において既存更新分及び用地取得分の支出はありません。

下水道建設費の推移

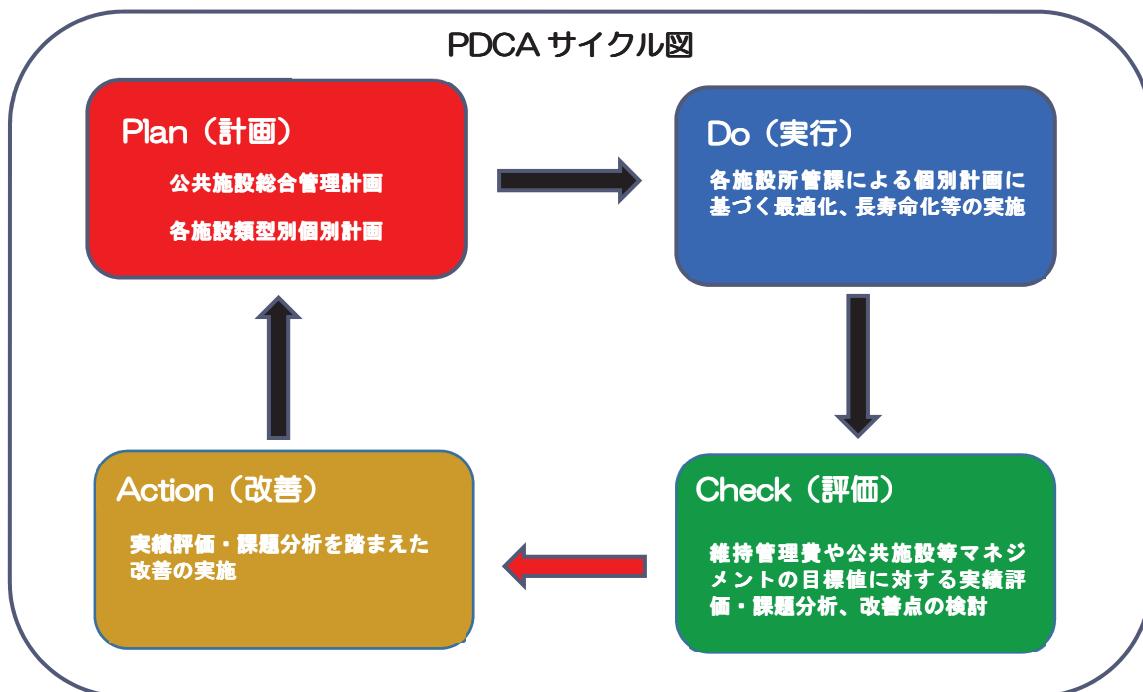
資料：都市計画課資料

第4章 計画の進行管理

第1節 本計画及び個別計画の進捗管理

本計画を継続、発展させるため、類型別の個別計画を今後策定するとともに、本計画と個別計画との整合を図りながら、本計画に記載した実施方針や取組等の内容を引き続き、充実、進化させます。

また、全庁的に、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、毎年度ごとの進捗管理を行います。



第2節 本計画及び個別計画の見直し

本計画の見直しは、原則10年ごとに行い、その際に、公共施設等の縮減目標値等についても検討します。また、見直し時期以外であっても、人口の推計と実態のかい離、経済情勢の変動等が
あ
った場合には、必要に応じて本計画の見直しを実施します。今後策定する個別計画についても、本計
画との調整を図り、必要に応じて見直し等を実施します。

第3節 情報の公開と管理

公共施設等の資産情報について市民との情報共有を図るため、広報誌・市のホームページなどを活用して情報発信していきます。

また、固定資産台帳を適切に管理し、本計画との整合性を確保するとともに、改修履歴や維持管理費用などを施設毎にまとめ、施設の維持管理費の最適化、効率化に努めます。

多久市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発 行 佐賀県多久市

編 集 多久市総合政策課

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7-1

TEL 0952-75-2116 FAX 0952-75-2110

<https://www.city.taku.lg.jp/>